

中心市街地活性化事業（ダイマル跡地事業地区）に関する調査特別委員会会議録

平成26年2月26日（水）

（開会） 10：00

（閉会） 15：50

案 件

1. 中心市街地活性化事業（ダイマル跡地事業地区）に関する事項について

○委員長

おはようございます。ただいまから中心市街地活性化事業（ダイマル跡地事業地区）に関する調査特別委員会を開会いたします。

「中心市街地活性化事業（ダイマル跡地事業地区）に関する事項について」を議題といたします。

本日は、参考人として前田精一氏及び三角雅博氏に出席をお願いしております。まず、前田精一さんから入室していただきます。

（前田参考人 入室）

おはようございます。どうぞお座りください。当委員会の委員長をやっております道祖でございます。本日はお忙しい中、参考人として出席していただきましてありがとうございます。いろいろ質疑をさせていただきますけれど、質疑を参考にさせていただいて、スムーズな委員会運営をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくご協力をお願いいたします。

これから質疑を始めさせていただきますけれど、発言の際にはですね、ご発言の際にはその都度委員長のほうから、私のほうから指名させていただきますので。そして、お答えの際には、申しわけありませんけれど、ご起立してマイクをして、そちらのほうでご答弁をお願いしたいと思います。それと、参考人さん、前田さんのほうからはですね、質問委員のほうに質問することはできませんので、質問を受けるという立場になりますので、その辺ご了承よろしく願いいたします。

それでは、参考人に対する質疑に入ります。最初に委員会を代表いたしまして、委員長からお尋ねいたします。よろしいでしょうか。中心市街地活性化事業（ダイマル跡地事業）にですね、株式会社まちづくり飯塚がかかわった経過について、ご説明願いたいと思います。

○前田参考人

おはようございます。よろしくお願いを申し上げます。ただいま委員長のほうからご質問ございました、私こういう席は慣れておりませんので、私の記憶の、理解のできる範囲でできる限り正確にお答えをするというようなことで、きょうまとめさせていただいてる分については、読み上げさせていただいてお答えをするということで、お許しをいただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願います。

まず、経緯についてでございますけども、平成11年に倒産物件となりましたダイマルの跡地でございます。中心市街地の本町商店街のほぼ中央に位置をいたしております、商店街のシンボルのような、衰退のシンボルのような存在でございました。さらに、建物の中に大量のアスベストが使われているということが判明をいたしまして、地域住民への健康被害の問題が発生し、このままでは大変なことになるというふうなことで、何とかしなければならないというふうな状況が続いておりました。

そのような中で、飯塚市の中心市街地の活性化の基本計画のほうが立ち上げられまして、その中のハード整備の3本の矢の1つとして、ダイマルの跡地をコミュニティ広場にするという

基本計画が持ち上がりました。同じころにちょうどNPOシュガーロード飯塚宿というのを立ち上げておりましたが、これは地域住民の人たちに声をかけさせていただいて、商店街が抱えているいろんな問題がございます。そういったものを商店街の人たちと一緒に問題解決をしていこうということをつくった団体でございますけども、その飯塚宿において、まあダイマルも何とかしなければいけないということを、ちょうど検討をいたしておるところでございます。そういった中で、まあ市のほうからも積極的な検討を進めてほしいというふうな要望がございましたもんですから、株式会社まちづくり飯塚を立ち上げて、立場上、私が連合会と本町商店街のお世話をさせていただいてるもんですから、社長のほうをお引き受けをさせていただいて、かかわったというふうなことでございます。このまちづくり飯塚はダイマルの跡を再生することが目的ではないというか、要するにこのダイマルを活用して、中心市街地とか商店街で失われたというか、コミュニティ機能を再生させて、地域住民の人たちであるとか、商店街にとっての希望の光というか、そういったものを一日でも早く完成させるためにやり始めたものでございますので、ぜひご理解とご協力のほうをお願いをしたいというように思っております。以上でございます。

○委員長

私のほうからの前田さんに対する質問は、以上のとおりです。

次に、質疑通告がっておりますので、これを許したいと思います。

○江口委員

江口でございます。質問、何点かございます。どうぞよろしくお願ひいたします。まず1点目でございます。事業計画作成に関して協力していただいた会社がございましたら、どこがどのようなことに対して協力をしていただいたのか、その点についてご案内ください。

○前田参考人

平成の25年の3月に作成させていただいた事業計画におきましては、私の知り合いでありました三角さんをお願いをしました。そのほかにも事業費を固めるために以前から、地域住民の方からダイマルの解体の見積もり経験があるとお聞きしておりましたディムスさんと、地盤調査につきましては日工さんのほうに見積もりのほうを、まちづくり飯塚のほうからご依頼をさせていただきました。

○江口委員

NPO法人シュガーロード並びにまちづくり飯塚と市が協議した経緯について、資料を提出していただいております。この経緯を見ている限りでは、まちづくり飯塚のスタートに関しては正田氏、そして春田氏、そして前田氏、この3人でスタートをして、ある意味その3人が中心メンバーとしてやられてきております。で、経緯を見ている限りでは、事業計画、特に資金の面であるとか、こういった建物を建てるというところに関しては、春田氏の関与が非常に強いと思われるんですが、その点についてはどうでしょうか。

○前田参考人

春田さんにつきましてはですね、準備段階から本当に建設に関していろいろな一般的なお話も含めてですね、聞きながら、いろいろ参考にはさせていただいております。ただ、私どもとしては役員、例えば正田も久保もそうですけども、まあ一緒に習いながら、いろいろな協議を進めてきたという流れでございます。

○江口委員

建設計画並びに資金の面等々に関しては、記録を読む限りでは春田氏が中心に協議をなされているように、私は感じました。現実のところ、そのような理解でよろしいですか。

○前田参考人

事業計画そのものについては、我々もいろいろこう知恵を絞りながら検討してきたということでございます。春田さんが中心になってということではございません。

○江口委員

次に、市との協議に際して春田氏及び三角氏が参加されております。で、それぞれどのような立場でご参加されたのか、お教えてください。

○前田参考人

あの、春田さん自身は本当にNPOのシュガーロード飯塚宿を立ち上げる前から、商店街のいろんなボランティアで活性化の活動を、まあ一緒にしてきた仲間でございます。で、ダイマルの事業というふうなことに限らずですね、まちづくりのいろんなことも一緒に話し合いをしたりとかですね、まあ空き店舗対策とか、そういった部分につきましては、もう専門的なアドバイスをいただいたというふうなことでございまして、まちづくり飯塚としては役員ではありませんけれども、重要なメンバーというふうなことで参加をしていただいていたいました。

○委員長

三角さんは。

○前田参考人

三角さんにつきましては、三角さんも実を言いますと随分以前から、私のおやじの時代からお付き合いがありましたものですから、実際にはNPOとか、まちづくり飯塚の活動そのものの一員ではございませんけれども、設計の専門家というふうな面での人間がおりませんもんでしたから、私のほうから三角さんのほうにいろんなアドバイザーという形で、参加をしていただけないかということでお願いをいたしました。

○江口委員

次に、設計業務に関してお聞かせください。まず、設計業務の範囲を具体的に説明していただけますか。あの、特に———お願いいたします。

○前田参考人

私も専門家ではございませんので、明細についてはよくはわかりませんが、大まかに私の判断では、基本と実施の設計と監理業務と地盤調査というふうなところが、業務範囲かなというふうに判断をしております。基本設計については、まあ新しい建物は何階建てとか、大まかなレイアウトとか、そういった部分を検討するのが基本計画で、建築工事の発注のための設計図面とか設計書、構造計算については実施設計、それから工事発注の助言とか建築工事に伴う現場監理とそういった分は監理業務、で建設の建物の基礎を検討するための地盤調査というふうなところが設計業務の範囲ではないかというふうに思っております。

○江口委員

とすると、この設計業務に関しては解体の分の設計ですね、解体業務に関してどのような仕様であるとかいう部分に関しては入っていないという理解でよろしいですね。

○前田参考人

解体に関しては、別でございます。はい。

○江口委員

次に、設計業者の選定をどのように行ったのか、またあわせて、市からその際にどのような指導があったのか、お聞かせください。

○前田参考人

日付等はちょっとうろ覚えで申しわけないですが、たしか平成11年の11月に建築工事の契約規程を策定をいたしまして、平成25年の3月に、業者の方の選考で市内設計業者から選定をすることを基本に、設計業務を考慮しながら評価する方法で、まちづくり飯塚の役員で委託業者のほうを選考したというふうに記憶をいたしております。

○委員長

前田さんのほうにお尋ねいたしますけれど、平成25年3月という発言の前に、平成何年とおっしゃられました。

○前田参考人

24年の11月に契約規程の策定をしております。

○委員長

それと、市からどのような指導があったのかという質問でございます。

○前田参考人

えっとですね、市のほうからは契約規程が必要であることであるとか、対外的に説明ができる選考基準を作成をして、市内業者から選定をするようにということで指導をいただいております。

○江口委員

あともう1点、みすみ建築設計事務所ですね。こちらのほうは事業計画の作成についてもご協力いただいていた会社でございますが、こちらのみすみ建築設計事務所を入札に参加させるべきではないという議論があったのかどうか、その点についてお聞かせください。

○前田参考人

その議論は実際ございませんでした。むしろ、民間事業として以前からまちづくりに純粋に協力していただいている方であるというふうなことで、三角さんには積極的に参加をしていただきたいというふうなお願いは、実を言うとしました。ただ結果的に、当然その三角さんもこういった入札関係には、ある程度なれてらっしゃるというふうなことで、選ばれないこともあるというふうなことは、ご理解の上で参加をいただいておりますので、意図的に入札から排除するというふうな理由はないのかなというふうには私は判断をいたしました。

○江口委員

次に、解体工事についてお聞きいたします。解体業務の範囲を具体的に説明していただきたいんですが、ここにですね、委員会に提出していただいた資料38というものがございます。左のほうにですね、ダイマルの敷地を囲んで網掛けをした部分ですね、そして右側のほうに工事中進入路という部分がございます。で、解体工事の範囲としては、こちらの網掛けの部分の解体、そしてこちらのほうの工事中進入路となっている部分、こちらに関する土木工事、この2点であると理解しておりますが、それでよろしいのでしょうか、どうでしょうか。

○前田参考人

それで結構だと思います。

○江口委員

解体業者の選定をどのように行ったのか、お聞かせいただけますか。

○前田参考人

解体業者の皆さん方の選定につきましてはですね、解体業者ということではなくて解体・土木の業者の選定ということで行いました。市から業者選定には契約規程の必要があるというようなことで、選定基準は選考過程が対外的に説明できるようにというふうなことで指導をされておりましたので、市のほうから提供していただいて、ひな形を参考にして契約規程を作成をしたというふうなことでございます。で、あと選定会議の中でですね、市内の建築業者さん、それと土木・解体の業者さんの中から解体の業種となります、とび・土木・コンクリートの建築業の登録業者の中から選定をすることを、基本とさせていただきます。それからあとは、条件として例えば売り上げの規模であるとか、手持ち工事の有無であるとかですね、そういった部分を経営審査評点というふうなことを加味をさせていただいて、選定をさせていただくというふうなことで、これについてはオブザーバーである三角さんの意見を参考にして、まちづくり飯塚のほうの役員の中で決定をさせていただきました。

○江口委員

オブザーバーであるみすみ建築設計さんの意見を参考にしながら、役員でつくらせていただいたというお話がございました。そこで確認なんです、この選定基準なんです。この選定基

準に関しては、まずその原案はどなたが提示したものなのか、お聞かせいただけますか。

○前田参考人

えっとですね、最終的に選定基準につきましては、一番最初は市のほうのひな形を参考にさせていただいて、選考の会議の中でこういった市内建築土木解体業者の中から解体の業者となるとび・土工・コンクリートを選定することを基本として、三角さんのほうの意見を参考にし決定をしたということでございます。

○江口委員

今お話をしているですね、選考基準というのは次のようなものです。資料6の(3)の7にございますが、工事の規模及び工事内容等を鑑み、飯塚市の有資格者名簿のうち、土木・建築工事業者のS1ランク及び解体業者上位5者及び福岡県のとび・土工・コンクリート及び土木の建設業許可登録のある業者であること。1点目ですね。2点目、工事見積もり額が約1.8億円であることから、直近決算実績売上額が2億円以上ある業者であること。3点目、工事期間が約3カ月と短期間であることから、この期間で確実に工事を完了させるため、手持ちの工事(5000万円)がない業者であること。そして4点目として、アスベスト含有物件であるため、とび・土工・コンクリートで経営審査事項の評点700点以上でアスベスト除去工事の実績がある業者であり、かつ、土木工事で経営審査事項の評定上位5位以内であること。ということなんです。ただ、これについては、飯塚市は何らひな形を示しておりませんが、どなたがこれを提案されたのでしょうか。

○前田参考人

そのあたりはちょっと詳しく記憶を、すみません、しておりません。申しわけございません。

○江口委員

飯塚市の指導はですね、基本的に細分化すること、それと専門業者に発注をすること、というふうな形で指導がなされております。ただ、この選定基準に関しては、市のほうのやり方とは全く違うんです、実は。飯塚市が解体工事、このような工事をする場合、確かに解体と土木、土木もありますが、比較すると、土木というのは金額で、設計金額でも484万、片一方は1億7千万ぐらいですね。ですと、これは2つに分けるか、もしくは、それか、一緒にするにしてみても金額が大きい解体工事の形でやります。で、発注する際には、解体業者、指名業者を全者呼んで、そちらのほうで入札をするわけです。ですから、全く違うんですが、ぜひ記憶を呼び起こしていただきたいんですが、この点について、ご提案なされたのはどなたなのか、どうですか。

○前田参考人

そのあたりは申しわけございません。ちょっと誰が提案したかというのは、はっきり覚えておりません。申しわけございません。すみません。

○江口委員

では、審議の中身をお聞かせください。この中で3番目にですね、工事期間が3カ月と短期間ですので、手持ち工事がないことというものがございます。ただ現実にはですね、手持ち工事に関しては、飯塚市の手持ち工事だけを基準としております。当然のことながら、仕事を発注するときは先方さんがどれだけ手持ち工事ということを考えたときには、飯塚市の手持ち、飯塚市発注分だけではなくて、例えば県からの発注分もあるでしょうし、民間からの発注分もあるでしょう。そういったことを含めて考えるべきだと思っておりますが、その点については何ら審議がなされなかったということではよろしいですか。

○前田参考人

その点についての審議は行っておりません。すみません。

○江口委員

次に4点目、アスベスト含有物件であるためアスベスト除去工事の実績ある業者でありとい

う部分がございます。で、先ほど解体、土木とね、2つ分けて発注することもありますというお話をさせていただきました。また同様に、解体でも金額が大きいときは、飯塚市は分けることがあるそうです。その中で、アスベスト除去工事はアスベストだけで発注するとかですね、そういったことをすることもあるそうですが、その点について審議があったのかどうかは1点、そしてまた、まずその点をお聞かせください。

○前田参考人

アスベスト工事に関しては、その中で実績のある業者さんというふうなことで認識をして、発注をしました。

○江口委員

次に評定点数の件なんですけど、最後の選考の中でですね、とび・土工・コンクリート、とび・土工・コンクリートというのは解体工事を含む部分でございます。で、その評定700点以上で、アスベスト除去工事の実績がある業者という絞り込みをしましたと。そのあとで、土木工事で上位5位以内というふうなくくりをしているわけです。当然のことながら、これは解体工事が主ですので、土木工事の評定の5位以内ではなくて、とび・土工・コンクリートで5位以内というふうな、もし5位以内をですね、つけるとするならば、そういった形になるべきではないかと思うんですが、そういったことは議論がなされたのかどうか。

○前田参考人

経営審査評点とかですね、ある程度、売上高につきましては、実を言いますと私ども調べる道というのが、私どもとしてはどういった形で調べればいいのかあとというふうなことで、三角さんにご相談をして、三角さんのほうからインターネットで調査をしていただいて、その評価点というか、そういうものを見つけたというふうなことでございます。

○江口委員

ごめんなさい。今お聞きしたのですよね、評定点でランクづけをするにしてみても、土木工事でランクづけをするのではなくて、とび・土工・コンクリート、解体ですから、この解体の部分で上位5者を選ぶというふうなことにすべきではなかったかと思うんですが、その点についての議論はあったのか、なかったのかという点でございます。

○前田参考人

そういった議論は、実をいうとしませんでした。と申しますのが、実際にとび・土工・コンクリートというふうなことで選定基準をさせていただいたのは、中心市街地の特殊性というか、そういうものもございまして、実際にはそれぞれの建物が隣接をしているというふうなこともございましたし、いろんな面での配慮というふうなことでですね、とび・土工・コンクリートの業者さんということで選考をさせていただいたということでございます。

○江口委員

不思議に思います。とび・土工・コンクリートでやるのはいいんだけど、そしたらね、それで順位づけをするべきなんだろうなと思います。

次に行きます。この解体業者選定に当たり、市からどのような指導があったのか。またあわせて、市に協議や問い合わせを行ったことがあるのかどうか、あったとしたら内容はどのようなことなのか、お聞かせください。

○前田参考人

市のほうからは契約規程が必要であるというふうなことで、対外的に説明ができる選考基準を作成をしまして、市内業者から選定をするようにというふうなことでご指導いただきました。まちづくり飯塚としては、もうわからないところもございますもんですから、契約規程につきましては、市のほうからひな形のほうのご提供をいただいて、選考方法の1つとして市内業者さんをリストアップをして、先ほど申しあげた、経営審査評点であるとか、売上実績を考慮した評価方法があるというふうなことも教えていただきました。そのほかにも談合防止だとか、

公平な入札の指導というふうなことの入札の指導というふうなこともございました。以上です。

○江口委員

その際ですね、今、出てこなかったんですが、先ほど言った選考基準ですね、先ほど市の契約では、通常解体業者を全者指名するというお話をさせていただきました。まあ、この選考基準を決める際に、やはり皆さん方、おわかりにならないわけですよね。役員の方々、どなたをとっても契約等の専門家ではないんです。建設等ないし、こういった入札の専門家ではございませんよね。そしたら、市のほうにこういったところは普通どうするんですかということをお聞きされてされるのではないかと思うんですが、それは全くされなかったんでしょうか。この選び方ですね。

○前田参考人

経営審査評点であるとか、売り上げ実績につきましては、もう先ほどちょっと申し上げましたけども、三角さんのほうから調査をしていただいて、ひな形、ご提供いただいたひな形にあわせて、私どもでつくらせていただいたというようなことでございまして、まあ、以上でございます。

○江口委員

つまり、この先ほど言った1、2、3、4ですね、4つの要件を決める際にはですね、皆さん方は、市のほうに、市だったら普通どうやってやっています、どうやったらいいですかということは、お尋ねにならなかったということよろしいんですね。

○前田参考人

ある程度、市内業者さんとか土木・解体業者さんの、業者さんのところについては、いろいろこう、登録業者とかいうふうなことで、まあ選定をしたらどうかとかですね、売り上げ規模とか、手持ち工事の有無、先ほど申しあげましたその金額であるとか、そういったものについては、ある程度、参考のご意見をいただいたというふうな、市のほうからですね、いただいたというふうな事実はございます。

○江口委員

すいません。あの、ちょっとここ、こだわるんですが、きょうの前にですね、何日か審査をしております。その中で市側に関しては、この選定基準については、何ら問い合わせもなかったし、アドバイスもしていないと。ただ、指導したのは、できたら市内業者でやってくれということ等であるというふうな形でございますが、今のお話だと一部相談をしたというお話ですが、それについては、本当にこの選び方に関してですね、相談をしたのであれば、どちらにしたのでしょうか。例えば私どもがお話お聞かせいただいたのは、中心市街地活性化推進室並びに推進課なんですが、それ以外のところになされたりしたんでしょうか。どなたにされたのか、お聞かせください。

○前田参考人

はっきりと記憶はございませんけども、いろんなその打ち合わせの段階の中で、そういうお話もあったような記憶がございます。それと、あとはいろんな、私どもも専門家ではございませんので、いろんな方にですね、建築業者さんそのものの、いろんな方がおられますんで、そういった方にもいろいろこうお話をお聞きをしたりとかいうふうな形で、それを参考にしながらつくらせていただいたということでございます。

○江口委員

次に、春田建設さんを入札に参加させるべきではないという議論は、選定会議の中ではあったかどうか、お聞かせください。

○前田参考人

春田さん自身は、先ほども申し上げましたけど、やっぱりボランティアで商店街の活動そのものにもいろいろと昔から協力をしていただいておりますんで、商店街のことを非常によく

理解をしていただいている方というふうなことで、ぜひ参加をしていただきたいということで、先ほどの三角さんのときのお話等もございますけども、結果的に選ばれないというふうなことは十分ご理解をしていただいて、参加をしていただいたということでございます。

○江口委員

次に、工事内容、見積もり期間、金額等の設定はどのように行ったのか、お聞かせください。

○前田参考人

見積もり金額はですね、確か業者選定の会議において、7日間で大丈夫であろうというふうなことで決めたと思います。工事着工を1日でも早くしたいという思いのほうからですね、設定をさせていただきました。まあ、今ちょっと工事期間の、見積もり期間のですね、設定につきましては、実際にはちょっと配慮が足りなかったというふうなところもございますけども、現説のときとかですね、そういった質疑を通しましても、入札の業者さんのほうから見積もりの期間が足りないというふうな意見はございませんでした。以上でございます。

○江口委員

見積もり期間についてはお聞かせいただきました。工事内容、そして金額の設定についてはどのように行ったのか。あわせて、誰が原案をつくって、それに対してどのような議論をされたのか、お聞かせください。

○前田参考人

工事内容につきましてはですね、実際に私どもの、三角さんのほうのご意見も参考にしながら、まちづくり飯塚のほうで工事内容等につきましては、決定をさせていただきました。少しずつそのあたりの作業を進めていったということでございます。

○委員長

もうひとつ、金額を。

○前田参考人

あっ、金額。予定価格ということでしたか。あー、はい、はい。えっとですね、こちらのほうは委託業務設計書をもとにしまして、設計入札のときと同様に、実際には同額でもいいのかなというふうにも思いましたけども、設計金額と一致をしないように、設定金額の98%というようにことを予定価格として、前日に私のほうが設定をさせていただいて、最低制限価格については、先ほどちょっとお話をしましたけども、いろんな建築関係の方に確認をさせていただいたら、大体、おおむね設計金額の85から6%ぐらいに設定をされることが多いというふうなことでお聞きをしておりましたものですから、そこから10%程度を引いて、80%とか、設計金額の大体86%ぐらいになるというふうなことで、そのあたりを最低の制限価格ということで、決定したというふうに記憶をいたしております。

○江口委員

すいません。今のはですね、最低制限価格の決定方法について、もう一度ご案内いただけますか。

○前田参考人

えっとですね、三角さんのほうから提出をいただいた委託業務設計書をもとに、設計入札のときと同じようなことでございますけども、設計金額と同額でもいいというふうに思いましたけども、一致しないようにということで、98%という価格を予定価格ということで、前日に私のほうが決定させていただいて、最低制限価格のほうはですね、知り合いのいろんな建築業者の方に確認をして、設計金額の大体85から6%に設定することが多いというふうなことでございましたものですから、予定金額のほうから大体10%ぐらいを引いた価額が、大体88%ぐらいで、設計金額の大体86%程度になりましたんで、これで最低制限価格というふうなことでいいのかなというふうなことで判断させていただいて、決定をさせていただきました。

○江口委員

これに関しては、どなたかと相談をして決めたりはされておられるのでしょうか。

○前田参考人

最終的な決定は、私が1人でさせていただきました。

○江口委員

今までの質疑の中では、みすみ建築設計がこの解体に当たりですね、3者から見積もりを取ったというお話が出てきております。その点についてご存じであったのかどうか、ご存じであれば、それはどういった形で、例えばまちづくり会社のほう、飯塚のほうが依頼をして取っていただいたのかどうか、その点についてはいかがですか。

○前田参考人

解体の見積もりについては、はっきり記憶が今ないんですが、えー、ちょっとそのあたりは、すいません。

○江口委員

実際に参加された業者、5業者ございますが、現実には飯塚市の指名業者の登録でいうと、土木もしくは建築の業者であります。で、解体業者が1者も入ってないんですね。で、通常やっぱり物を、ご自分たちが物をつくるとき、やっぱり1円でも安く考えるのが通常でありますし、当然のことながら、私どもの補助金、皆さん方がお支払いになっている税金から出ている補助金が入る部分でございます。補助金のルールの中でもきちんとした分でね、安くという分があるんですが、その点について、当然のことながら、この解体という業務をやる上で、プロである解体業者を、結果として入ってないわけなんですけど、いやどうだろう、これ入れなくていいのかなというふうなことは、全く議論になかったんでしょうか。

○前田参考人

解体というふうな部分については、実際に先ほど、いま江口さんのほうが言われたとおりですけども、実際には解体ということではなくて、とび・土木というふうな部分もですね、含めて、そのあたりのお話で選定の基準として設けさせていただいたということでございます。

○江口委員

とび・土工・コンクリートで選んだということですが、とび・土工・コンクリートの完成工事高を見ても、直近の分、まちづくり飯塚が参考にした時点の経営審査事項の表を見るとですね、一番高いところ、落札した春田建設さんですが、100万台なんです。年間、100万台なんです。あと100万を切るところ、そして完成工事高はゼロ、ゼロと続くんですね。となると、ほとんどここ、その直近に関しては解体をやっていないところが、現実には入札をされているわけです。で、あともう1つなんですけど、通常そうやって解体を出そうとするときに、設計書が上がってくるんですけど、他方で、相場というものを気にされるんだと思うんです。やっぱりこれいくらなんだろうねと。例えば、そのネットで調べたりするとですね、同じような鉄骨造だと、坪3万から4.5万とかですね、そういった数字が出てくるんです。ところが今回の数字に関しては、それとはかけ離れた、ある意味その、3倍近い金額になっているわけですが、そういったことに関しては何ら考慮はなされなかったんでしょうか。

○前田参考人

専門的なところはちょっと詳しくわかりませんが、実際にその、工事をしていく段階でいろんな配慮すべきところもございましたもんですから、例えば駐車場の進入路の確保であるとか、まあアスベストの処理の問題であるとか、それからいろんな近隣の人たちに対する工事であるとかですね、そういった部分を含めて、そういった話はさせていただきましたけども、実際にいま江口議員が言われたような議論に関しては、ちょっと、やったかどうかというのは定かではございません。申しわけございません。

○江口委員

次に、入札に当たってですね、現場説明ではどういったことを説明したのか、そしてまた、入札、それと合わせて、入札に立ち会ったのはどなただったのか、それについてお聞かせください。

○前田参考人

現説に関しましては、まちづくり飯塚のほうの事務所のほうでやらしていただいて、5者さん呼びをして、私と三角さんと、それと役員の久保のほうとですね、同席をさせていただいて、現説の書類等の説明をさせていただきました。それからあの、入札に関しては平成の25年の5月の20日の2時までに応札のほうを受けさせていただいて、5時に私と監理業務をお願いしてる三角さんと、私ども事務員の立ち会いのもとで開封をさせていただいて、予定価格、制限価格を照合して落札の業者さんの決定をさせていただきました。

○江口委員

そうしますと、入札に関しては現実には事前にいただいていた。それを開封した作業というふなことでいいんですかね。その場におられたのは、前田さん、そして三角さん、そして久保さん、そして事務員の方、この4名の方がおられるだけで業者さん等はお1人も参加なされていないということよろしいですかね。

○前田参考人

いま言われたとおりでございます。

○江口委員

最後にですね、最低制限価格と落札金額はですね、わずか10万円の差なんです。で、前田さん自身はご自分がお1人で決められたというお話をされましたですね。これに関してはどなたとも相談をしていないというお話でした。で、その決定に関しても、まあご自分のほうでパーセントを決めてやったわけですよね。で、ところが、それと10万円差の数字が出てきたわけですね。で、それについて、あっ、どうなんだろうね、ということ考えなかったのかどうか。あとまたですね、この状況をですね、他者から見られてですね、これが本当に公正な入札と思われたか、思われるんだろうなという確信があったのかどうかです。片一方では、ずっとNPOの時代から事業については、前田さん、そして正田さん、そして春田さん、この3名が中心となってやってこられました。で、事業計画等の金額の詰めであるとか、何階建てにしようとか、こういった形で工事をやろうとかいうふうな、工期とかに関してもずっと春田さんがかなりの回数、ある意味、その市との協議の中で一番出席をされてるのは春田さんなんですね。そういった中で、公正な入札が行われたということは、自信持って言えます、言えるのかどうか、そしてまたそれは、他人にお話をしても信頼できるものであるとお考えであるのかどうか、お聞かせください。

○前田参考人

いま江口さんが言われたとおりの、いろんなあの、まあ、いろんな疑念というか、そういった部分もあろうかと思えますけども、実際に制限価格を知っているのは、私だけでございましたもんですから、まあ、それがその、漏れたというふうなことについては、まあ私自身は一切なかったというふうに確信をいたしております。以上でございます。

○江口委員

すいません。あの、もう1点ですね、人から見てもこの状況の中で、こういった金額のね、10万円差とかいう中、そして春田さんとですね、まちづくり飯塚、シュガーロードとの関係の中でもですね、これは誰からもね、見られても何ら恥じることがない関係であるということは、そう考えられたのかどうか、その点についてはいかがですか。

○前田参考人

実際に、そういう恥じるような行為であるとかですね、そういったものについては、一切ございません。以上でございます。

○委員長

江口議員よりの質疑通告は以上ですが、その他の方で質疑ある方。

○岡部委員

えっとですね、大まかなところは、いま江口議員の質疑の中で、だいたいわかったんですけどね、いま、この委員会の中で全く違う、畑違いの眼鏡屋の前田さんを参考人としてね、出席を求めてやってるということの中で、どうしても心の中に納得できない点が2、3あるので、そこだけちょっとお尋ねをしたいんですけど、まずシュガーロード飯塚宿から、まちづくり会社ができ上がったですよ、移行していったですよ。そしたら、その当時、あなたは商店街連合会の会長さんという立場にあったんですかね。

○前田参考人

あったと思います。

○岡部委員

23年の11月の11日に、このまちづくり会社ができ上がってるわけですよ。それで、まあ、だれが見ても商店街連合会、特に本町での事業ですので、本町の中から出られてる商店街連合会の会長さんが、まあ、まちづくりの会社の代表を務めるのが筋じゃないかというふうなですね、そこについては何も不自然さを感じないわけですよ。誰かから推薦されたんですかね。社長就任に当たって。

○前田参考人

私も好きでやったわけではないんですけど、実際にはその、まあシュガーロードも実を言いますと、私がいろんな方に、地域の方にお声かけをしてつくっていったものですから、そういった流れの中でまちづくり飯塚というふうなものが設立をされていったわけでございますけども、そういった中で、まあ商店街の関係の人間が少なかったものですから、もう、あんたしかおらんやないねというふうなことでですね、まあ私がお引き受けをしたというふうな経緯でございます。

○岡部委員

この調査特別委員会ですね、できた性格というか、意味っていうのは、疑念の発端といいますかね、これ、私は2つ、こう考えてるわけですよ。会社設立に当たって出資ですね、状況が非常に違和感を覚えると、出資者の出資率とかですね、そういったものを。というのが、いろいろと調書を、資料出していただいて、その中で資本金4千万の会社をつくるんだということですね、それを前提とした融資の話なんかもずっとやってるわけですよ。ところが実際には380万の中で、その、ちゅうことは外から見ますとね、その380万の出資者以外は人が入ってこれないように、囲い込まれたような状況の中で話が決められたのかなというふうに考えるんですけど、いかがですかね。

○前田参考人

出資に関してはですね、正直、いろんな方に、特に商店街を中心とした方にも、いろいろお願いをしたりというふうなことでございましたけども、実際には、その金額しか、実を言うと集まらなかったというふうなのが実情でございます。で、商店街の皆さん方に関しましても、まあいろんな方にお願いをした場合に、もう、岡部さんもお存じのとおり、やっぱり商店街もいろんな形で厳しいものですから、なかなかご協力いただける方が少なかったというふうなことでですね、その金額になってしまったというふうなことでございますけども、その4千万というふうな部分については、これからもいろんな方にもお声かけをさせていただいて、少しでもご協力いただけるような形でやっていきたいと。決して、その380万の範囲で制限をしたというふうなことは一切、意図としてございません。

○岡部委員

だろうと、私もそういうふうに思ってるんですけどね、設立当初の役員の構成メンバーから

今回の問題が出てきて、もう既に役員をおやめになったと、構成が変わったというふうに聞いてるんですが、これは事実ですかね。

○前田参考人

取締役の1名が、ちょっと交代をしたというふうなのは事実でございます。

○岡部委員

それは今回のこういう特別委員会ができたので、嫌気がさしたと、そういうことですかね。

○前田参考人

いろんなその、それぞれの企業を、やっぱり自分自身が会社を持っていますから、そういった会社の都合であるとかですね、そういったことで一応退任という形にはなりましたが、引き続き協力はどんどんしていきたいというような思いで、一応取締役を退任をされたということでございます。

○岡部委員

そういうことで聞いときましょう。それでですね、2つ目の疑念があるのはですね、いま同僚議員から質疑のあった部分なので、というのはあの、事業計画具体化するためのですね、コーディネーター的な役割をやった方が、また経営者にもなられ、その仕事も取られということについては、これはですね、どういう状況であろうと、これは私思には失態であるというふうに、これは役所の責任も、そこん中に一級建築士入れてるわけですから、当然そこんどこできちっとした精査をしながら先に進んでいくべきだと、それをやらなかったということがですね、こういう疑念を持たれるような形になったんじゃないかなと。ただ私が心配してるのは、いま前田さんも言われましたように商店連合会のですね、会長がまちづくり会社の、会社の社長に就任をするということであるならば、当然ですけど、商店連合会の、役所から後押ししていただいてもですよ、商工会議所から後押ししていただいても、商店連合会の会員の方が株主の主力になってですね、地域振興を担っていくというのが、私もタウンマネジャーから聞きましたら、やはり、今後は経済産業省あたりの補助金についても、街の商店街が個々に申請をしても、もう受け付けてもらえないと、あくまでやっぱりまちづくり会社という受け皿を通してしかできないと、そのぐらい大きなですね、この会社の存続意味がある。であるならば、当然、今のメンバー、もう1回改めて考え直してですね、不足している金額等についても、全力を挙げて商店街連合会の中で支えていただけるような株主さんを集めるべきではないかというふうに思ってるんですけど、そこんこのお考えを聞かせていただきたいんですけどね。

○前田参考人

もう岡部さん、言われたとおりだと思います。私どもも、とにかくこのまちづくり飯塚そのものが、やっぱり担っていく役割というのは、やっぱり商店街の枠組みを超えた形で、中心市街地の活性化であるとか、それから各商店の活性化であるとか、そういうものをいろんな形で、ソフト事業もしっかりリーダーシップをとっていきながらやっていきたいというような思いもございますもんですから、そこらあたりも、まあ正直言いまして、このダイマルの事業が順調にいくことがやっぱり一番なんですけども、そこらあたりのもし収益性が出るような形であれば、その収益の部分も少しでも、例えば空き店舗対策であるとか、それからもう岡部さんもご存じのとおりなんですけど、やっぱり経営者の方が非常に高齢化をしているもんですから、そういった高齢化をしている人たちに対してもいろんな形でサポートしていく。例えば、跡地の利用について、どういうふうな形でやっていきますかとかですね、そういったアンケートも含めた形でサポートしていく。いろんな形でこれから重要な役割を果たしていくのかなというふうに思っておりますので、とにかく連合会の理事さんも含めて、皆さん方にも、まあ経営は厳しいでしょうけども、何とか少額でもいいからですね、金額はもう関係なしにして、広く出資をお願いをしていきたいというふうに思っております。

○岡部委員

わかりました。今回はたまたま、まちづくり会社と旧ダイマル跡地の建設の問題に限っての話はずっとやってきたわけなんです。ただ、まちづくり会社の飯塚市における、これから先の存在意義というのは、もっともっと大きなものがありますし、経済産業省も全国商店街支援センター、あるいは、そういうとこの補助対象事業は、この会社を通さなきゃ、もう出てこないというような状況にですね、やっぱり入ってきてるわけですね。そうしますと、今から先も、いろんな事業にこのまちづくり飯塚がかかわってこなきゃいけない、その入り口のところで特定の株主さんと、特定の、先ほどからる名前が出てきたような人たちだけで構成されることをやるということがね、いかがなものかというふうな疑問を今も実は持っておりますし、だから1日も早くですね、そこところを入れ替えてでも、やりかえてでもですね、先に進んでいただきたいということを要望します。終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○永末委員

すいません。江口委員のほうから質疑あっておりました分の関連で聞かせていただきます。まず、1の1、江口委員の質問の1の1のほうなんですけども、事業計画書のことに触れられてましたけども、前田さんのほうもご存じのように、3月12日にまちづくり飯塚のほうで補助金の申請のほうを市のほうに行っております。その際に、この補助金の申請書の添付書面として、工事設計書というのをつけられて、申請をされておるわけなんですけども、この工事設計書というのは、先ほど前田様の回答からしますと、事業計画全般、三角さんが作成されたということでしたので、この工事設計書に関しても、三角さんが作成したというふうな理解でよろしいですか。

○前田参考人

それはあれですかね、設計のほうのことですかね。

(発言する者あり)

あー、解体のほう。解体のほうに関しては、三角さんの大分アドバイスをいただいて、つくらせていただいたというふうなことです。

○永末委員

3月12日に申請をされてらっしゃると思うんですけども、補助金の申請ですね。お手元にある資料の1番のほうになりますけども、1の(1)の1というところをめぐっていただくと、その補助金の申請書の一番頭の書面のほうが出てくるわけなんですけども、この書面の右上のほうにも前田精様のお名前書いてあって、会社のほうの印鑑が押されてますので、この書面のことは当然把握されているというふうに思われるんですけども、この中の書類のですね、1のですね、1の(1)の56というところをめぐっていただくと、工事設計書というのが出てくるんですけども、この解体土木の工事設計書に関しては、今ご回答ありましたけども、みすみ設計様のほうが関係されて、つくられたというふうな理解でよろしいですか。

○前田参考人

それで結構だと思います。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

○永末委員

すいません。あと、先ほど江口委員のほうの関連でもう1点、2の1のほうなんですけども、設計業務の範囲の部分の説明をさっきされておりましたけども、この範囲として前田様のほうのお答えとして、基本設計、実施設計、監理の分と、あと地盤調査というふうに言われたかと思うんですけども、これは地盤調査も含むということで間違いないんですか。

○前田参考人

そのとおりでございます。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

○永末委員

では最後ですね、先ほど選考基準のところ、江口委員のほうからお話あってましたけども、この選考基準に関して、先ほど、前田様の回答のほうで、市のほうに売上げとか、そういった部分に関しては少し尋ねを、参考として意見を求められたということだったんですけども、そのときに三角さんが、この分に関して、三角さんが調査をされて決めましたというふうな回答があったように聞こえたんですけども、それでよろしいですか。

○前田参考人

いろんな会議の席上の中で、いろんなご意見があったりとか、あれでしたけども、実際には三角さんのほうに、一番詳しくうございましたんで、インターネットで、例えば調査していただいたりとか、そういうふうな形でご提供いただきました。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

○小幡委員

小幡です。委員長にお尋ねしたいんですけども、お諮りいただきたいんですけども、きょうはわざわざ前田参考人、来られましたけども、きょう会議を約1時間で協力してくださいと、余り長時間に及びますと、という云々あってですね。もうすでに1時間経ったわけなんですけども、まだ聞きたいことがまだたくさんあるわけなんです。それで後日出ていただけるのか、もうそういう時間がとれないのか、参考人さんの意見をちょっと聞いていただきたいんですけど。委員長のほう――

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:08

再 開 11:12

委員会を再開いたします。

前田さんについての質疑については1時間ということをお願い、約1時間でということをお願いしてきておりますので、できましたら委員の皆様にはご協力をよろしくお願ひしたいというふうに思います。なお、これ以上の質疑があるということであるならば、のちほど、皆さんと相談させていただきますので、その際、いろいろ協議の上、決定させていただきたいと思ひますので、ご了承願ひます。

ほかに質疑ありませんか。

(な し)

以上で、前田精一さんに対する、参考人に対する質疑は終結いたします。

参考人におかれましては、長い時間ご協力いただきまして、ありがとうございます。本日の委員会の質疑を参考にして、委員会の審議を深めてまいりたいと思ひます。また今後何かありましたら、ご協力をよろしくお願ひいたしまして、お礼を申し上げます。これで退席されて結構でございます。

暫時休憩いたします。

休 憩 11:13

再 開 11:24

委員会を再開いたします。

続きまして、三角雅博氏に入室していただきます。事務局。

(三角参考人 入室)

三角さんにおいては、参考人としてご多忙中にもかかわらず、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。当委員会の委員長やっております道祖でございます。本委員会の調査のため、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

これより質疑を始めさせていただきます。質疑を始めさせていただきますけど、三角さんをお願いいたします。ご発言の際にはその都度委員長の、私の許可を得てされるようお願いいたします。また、お答えの際は起立して、そちらのほうにマイクを用意しておりますので、マイクを使用して発言をお願いいたします。で、まことに申しわけありませんけれど、参考人さんに対してはですね、委員のほうから質疑をしますけれど、参考人さんから委員さんのほうに質疑はできませんので、その点ご了承をお願いいたします。

それでは、参考人に対する質疑に入ります。最初に、委員会を代表して私のほうからお尋ねさせていただきます。よろしいでしょうか。参考人にお尋ねいたします。中心市街地活性化事業（ダイマル跡地事業）について、株式会社まちづくり飯塚とどういう経過で携わってきたのか、お尋ねいたします。

○三角参考人

ちょっと時期は覚えてませんが、前田会長のほうから、こういう事業計画があるので、1度話を聞いてくれということでお会いしました。それまでの付き合いというのは、もうご近所にご近所の仕事をしたときに知り合いになりまして、いろいろあいさつしてましたし、先代の社長のご自宅とか、その辺の仕事なんかは何回かやったことがあります。そういうお付き合いでございます。

○委員長

それでは、質疑通告が出ておりますので、質疑通告をされている委員に発言を許します。

○江口委員

まず経緯についてお聞かせください。まず1点目、NPO法人筑前の國シュガーロード飯塚宿との関係はどういったものであるのか、お聞かせいただけますか。

○三角参考人

NPO法人の筑前の國シュガーロード飯塚宿とは一切関係がありません。

○江口委員

では、三角さんが話をスタートしたのは、この株式会社まちづくり飯塚になって以降というふうな理解でよろしいですね。

○三角参考人

はい、そのとおりです。

○江口委員

それでは今回ですね、どのような立場で、どのような協議に参加したのか、またあわせて、事業計画の作成等において、どのような協力をしたのか、お聞かせいただけますか。

○三角参考人

基本的にまちづくりとか、そういう言葉が出ると、何かせんと、手伝わないかんというのが、もともと私の性みたいなところがありまして、それでまちづくり飯塚というところから協力してくれないかということで頼まれたんで、気持ちよく協力させていただいたつもりでございます。

○江口委員

頼まれたので、意気に応じてお手伝いをさせていただいたというふうなことだったかと思えます。あともう1つ、事業計画の作成について、どのような形でご協力いただいたのか、お聞かせください。

○三角参考人

事業計画に関してはですね、私、図面の作成等しか、話受けてませんので、実際に事業計画

書とかそういうのは一切タッチしておりません。

○江口委員

その図面作成においてですね、市と協議や問い合わせを行ったことが、三角さんとして協議や問い合わせを行ったことがあるかどうか。あるとしたら、どういった内容であったのか、お聞かせください。

○三角参考人

飯塚市ですよ、市とは一切協議はしてません。あくまでまちづくり会社の方たちと話を進めてきました。

○江口委員

愚問であります、お答えいただきたいのが2点ございます。設計業務選定について何らかの関与をされたのかどうか、あわせて入札前から、市との協議に参加をされておられますが、入札に参加することにためらいはなかったのかどうか、その2点をお聞かせください。

○三角参考人

設計業務について何か携わったかということですが、それは全くタッチいたしておりません。それから、違ったページが。ごめんなさい。すいません。あの、設計業者に、業者選定について何らかの関与しましたかということですが、これはもう一切ありません。それから、入札前から市との協議に参加していますが、入札参加することに対してためらいはないかということなんですけども、我々の仕事っていうのをですね、少し、まあ皆さんご存じの方もいらっしゃるかと思いますが、ちょっと少し誤解があるようなのでお話ししたいんですけど、こういうのに入ったからといって必ず落札できるという保証もなければ何もないんですよ。ほとんど、もしそうでなければ終わり、はいさよならで終わるんですけども、最近の事例でちょっとお話させていただければ、この近辺ですね、一番高い山の上ですね、トイレをつくるという話が新聞なんか載ったと思うんですけども、じゃあどなたか誰か受けてくれるのらんかと。協力ですね、協力してくれるのらんかということで、私が選ばれたか何か知らんけど頼まれてですね、2回ほど山に上がって、現地測って、図面を書いて、まあ積算までして、入札があったんです。これ県の仕事だったんですけど、入札があったんですけど、8者ほどいらっちゃって、残念ながら私ども入札とれませんでした。それは去年なんです。ことしも今月の話である町の議会の推薦がですね、社会福祉法人に県の補助金が出るから、お前ちょっとやらんかということで途中までかかりましたが、残念ながらそれもとれませんでした。そういうことので続きでございます。実際、現在ですね、大学——あつ、すいません。ちょっといま取り消し。ある学校ですね、建て替え予算をとるために図面を書いてくれんかと言われて、もう数カ月やってますけど、これも実際に何年先の話かわからんし、とれるかどうかかわらんという話でございます。大体こういうのが、今の我々の仕事の状況でございます。

○江口委員

解体工事に関してお聞かせいただきます。解体業者の選定会議ですね、3月15日の会議にオブザーバーとして参加されておりますが、具体的にどのようにかわりになられたのか、お聞かせください。

○三角参考人

まちづくり会社のほうがですね、飯塚市のほうから聞いた選定方法と考え方というのを私が聞きまして、それに対してアドバイスをやりました。その後ですね、最終的に決定したのは設計委託契約後だと思います。

○江口委員

今のお話では、市のほうから選定に関するアドバイスがあったと。それに関して三角さんのほうで、それをある意味そしゃくされて、まちづくり飯塚さんにお伝えをしたというお話だったかと思えます。

(発言する者あり)

ちょっと、もう一度お願いできますか。

○三角参考人

そういう話をまちづくり会社のほうに話があった話を私が聞いて、まちづくり会社のほうから聞いて、その内容を何ていいますか、精査してお話したということ、アドバイスしたということでございます。

○江口委員

とすると、市からまちづくり飯塚のほうへ話があったと。それに関してアドバイスを求められたので、それに対してアドバイスをしたというふうなことでよろしいですね。であるならば、そのまちづくり飯塚が市のほうからこういった形でお話があると、そういったことに関してですね、どういった部分がなされていたのか、お聞かせいただけますか。

○三角参考人

あの、選考内容と言いますかね、どういう業者さん、要するに仕事、職種、とび・土工・コンクリートですか、そういう工事を持つてるところとかですね、経営審査事項評点が少し高いところとかいう話を聞きました。

○江口委員

資料の6の(3)の1にですね、あっ、ごめんなさい、6の(3)の1ではありません。6の(3)の7、そして6の(3)の8に、6の(3)の7の(5)に指名業者選考基準とございます。そして次の6の(3)の8の指名選考手順とございます。6の(3)の7の一番下の(5)ですね、指名業者選考基準、ないし、次の6の(3)の8の指名選考手順ですね。今の三角さんのお話だと、この部分に関して市のほうからまちづくり飯塚のほうに、こうやってはどうかというお話があったと。で、それに対してアドバイスを求められ、アドバイスをしたというふうな話だったかと思いますが、それでいいのかどうか。そしてまた、アドバイスをしたのであれば、どのようなアドバイスをされたのか、お聞かせください。

○三角参考人

そういう内容、細かいその内容というのは市のほうからあったかどうかというのは、それはちょっとわかりません。市のほうからこういう話を聞いたことがあるというふうに聞いたので、少し取りまとめたという状況でございます。で、先ほど何をされたかということだったら、先ほど市内業者さんを選んでくださいとか、とび・土工・コンクリート工事の資格を持っているところとかいうのをアドバイスいたしました。

○江口委員

となるとですね、この指名業者選考基準、今このある2つに関しては、基本、三角さんのほうでつくられて、まちづくり飯塚のほうに提示されたというふうな理解でよろしいのでしょうか。

○三角参考人

いえ、まちづくり会社の方たちと一緒につくったと、私は考えてますけど。

○江口委員

では、あくまで三角さんが果たした役割は、まちづくり飯塚のほうがこういった部分を持つてられたので、その、まあある意味、文言整理等をされたというふうな理解でよろしいですかね。

○三角参考人

それに近いような話だと思います。

○江口委員

この、この部分で、市のほうに三角さんのほうからですね、問い合わせだったり協議をしたことはございますでしょうか。

○三角参考人

ありません。基本的にもし何かあるときは、まちづくり会社さんのほうに話していますので、私と市が直接話すことはありません。

○江口委員

先ほどですね、経緯の中でですね、事業計画の作成については図面の作成のみ協力をされたというお話がございました。ところが、事業計画書の中には1の(1)の56以降ですね、解体の設計書があります。解体工事の設計書がございました。解体、そして土木工事があるんですが、この部分に関しては三角さんは関与していないということによろしいですか。

○三角参考人

設計書ですか。あくまでこの、今の1の(1)の56ですか。この設計書は私がつくってます。つくってると思います。多分、数量的に拾ってると思います。

○江口委員

今のこの工事設計書に関しては、数量を拾ったのは三角さんというお話がございました。で、そうしますと、この金額ですね。この金額に関してはどのように積算をなされたのか、お聞かせいただけますか。

○三角参考人

まちづくり会社に旧図面というのがありまして、相当古い図面なんですけども、それと現地を引き合わせて、新しく図面をつくり直しました。基本的に高さとかそういうのは、高さだとかボリューム等はですね、旧図面を参考にさせていただきました。設計書をつくる際にしてですね、3者の解体業者さんをお願いして、見積もりをしていただきました。

○江口委員

この工事設計書が出てきたのは3月12日です。で、これはまだ三角さんは設計の委託を受けてる時期ではないんですが、この設計に関しても数量を拾う分はなされて、そしてまたなおかつ3者の見積もりをとられたということによろしいですか。

○三角参考人

3者の見積もりはですね、設計委託後です。

○江口委員

ちょっとあの、念のため確認なんですけど、資料38に位置図がございました。この解体工事及び土木工事に関しては、この資料38にある網かけ部分、ダイマルの敷地ですね。このダイマル本体の解体及び右のほうの(駐)、工事用進入道路と書いてございます。こちらのほうの土木工事、この2点で構成されるという理解でよろしいですよ。

○三角参考人

はい、それでよろしいと思います。

○江口委員

工事設計書に戻るんですが、工事設計書に関しては金額が入っております。先ほどのお話では、委託を受けた後に3者からの見積もりをとったというお話がございました。ただそうすると、ここのですね、数字に関してはどのように作成されたのでしょうか。

○三角参考人

基本的数量を拾って、積算しております。

○江口委員

その積算は、あくまでも三角さんがなされたということによろしいですか。

○三角参考人

はい、積算は私がしております。

○江口委員

どこかに依頼したりすることはしていない、よろしいですか。

○三角参考人

依頼はしてません。

○江口委員

それでは、ちょっと工事設計書の中を、私、解体等については不勉強ですので、教えてください。1の(1)の58ですね。1の(1)の58で、この中でですね、B-1標準共通仮設費とございます。そして、次のCの諸経費、現場管理費並びに一般管理費等負担額というところがございます。それ以外に関しては積算の根拠がですね、以降出てはいるんですが、この3点は出ていないんですが、この3点に関してはどのように積算する形になるんでしょうか、お聞かせください。

○三角参考人

共通仮設費の根拠ですか。積算、これは通常、パーセンテージ関係で入れております。それと現場経費、管理費、諸経費ですか、そういうのもそういうふうにパーセンテージで入れていきます。まあ、いま割ってないんで何%と言えませんが、そういうパーセントで入れてます。

○江口委員

このB-1、それとCの(1)、(2)に関しては通常、パーセントで入れていくということなんですが、そのパーセントで入れていくということに関しては、それぞれの各者ですね、例えば見積もりを依頼したそれぞれの流儀があって違うという話を、ある業者から教えていただきました。それはそういうことでいいんですかね。それとも何らかのルールがあって、おおよそこんなね、大体何%なんだよってのがあるのかどうか、お聞かせいただけますか。

○三角参考人

細かく言えば、その積算書、積算書というんですか、積算根拠の本があるんですけど、そういうので入れるんだろうと思うんですけども、今回に関しては、私がパーセンテージで入れました。各社さんのことは、ちょっと申しわけないけど、たぶん似たような感じじゃないですかね。

○江口委員

あとですね、いくつか教えていただきたいんですが、1の(1)の60、1の(1)の60、隣地屋根養生というやつが一式で入っております。この分に関しては、どういった形、どういった形で設計をなされたのか、どういうものを指しているのか、お聞かせいただけますか。

○三角参考人

隣地屋根養生は、非常に近接いたしてますので、そこに落ちないような、被害を与えないような仕様にしなさい、仕様というか、工事をしなさいということで、このくらいの費用はかかるんじゃないかなという感じで入れておりますけど。

○江口委員

つまりダイマルさんがあって、その隣接してる家屋があると、その屋根のところには何らかの保護をする。当初からそうやって保護するので、その費用というふうな理解でよろしいですね。はい、ありがとうございます。

次にですね、1の(1)の63にですね、夜間発生廃材搬出というのがございます。こちらに関しては、どのようになされたのか、またあわせて、その上ですね、店舗内ゴミ廃棄物運搬ですね、あわせて、この分に関しては、同様に、次の処分費ですね、そこから辺について、どのように設計されたのか、お聞かせください。

○三角参考人

店舗内ゴミなんですけども、これは現場、私も入りまして、もう非常に散乱して、トラック何台分も出るような状況なんだってんで、これを数量拾って入れてます。数量というか、入れてます。それと先ほどの夜間搬出なんですけども、現況がですね、昼間なかなかできない。ご近所の反対もちょっとありましたんで、なるべく夜間にやればというふうに思って、その数

字を入れております。

○江口委員

あとですね、先ほど、設計業務委託を受けたあとに、3者の見積もりをお願いしたというお話がございました。このですね、解体の設計に関しては、これは業務の、設計業務の中に入るんでしょうか、どうなんでしょう。私が見る限りでは入らないというふうな形ではなかったかと思うんですが、どちらなんでしょう。

○三角参考人

契約書のほうも、私のほうがまわっているから、中見てもらったらわかると思うんですけども、ただ、それをそうですよと言ってしまうと、おまえ責任ないでやっとなやないから、今度は言われるかなと思って、それは控えさせていただいてます。

○江口委員

まさにあの、性なのか、協力をされたのかなというふうな理解でありますですね。

でですね、先ほど3者の見積もりというお話がございました。この3者に関して、先ほどですね、三角さんのほうで依頼をしたというお話がございました。そうなりますとですね、これいつですね、それぞれ3者どなたに、ご依頼をされたのか、またあわせて、その依頼をする際にどのような形で依頼をされたのか。それをお聞かせください。

○三角参考人

私どもの業務委託契約から、日があまりなかったんですよ、設計書をつくる日にちが。それで、まず飯塚市の業者さんに1者お願いしました。んで、飯塚市だけじゃなくて、各地方の、よその場所の方にも参考に聞きたいと思ひまして、福岡の業者さんと、北九州の業者さんをお願いしました。

○江口委員

ごめんなさい。それぞれですね、どなたに、3者のどなたに、ご依頼をされたのか、あわせてですね、その際に、例えば、お渡ししたのがあると思うんです。今回の入札だったら、CD-ROMを渡したとかいうお話があったんですが、何をお渡しされたのか。それと、あと、どなたに、ご依頼をされたのか。

○三角参考人

それは建設会社という名前がいいということですか。

(発言する者あり)

どなたかということ、あらら、控えてきておりません、申しわけないです。名前は。建設会社の方しか、わかりません。それは、建設会社の方は出てると思うんですけど。

(発言する者あり)

現況の私がつくった図面と■■■■の仕様書を渡したと思います。だったと思います。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:51

再 開 11:51

委員会を再開いたします。

○三角参考人

申しわけありません。今の撤回お願いします。金抜きでやらさせていただきました。

○江口委員

となりますと、資料のですね、2にあります仕様書ですね、こちらのほうをお渡しをしたと、2の(1)ですね。こちらのほうに、一番最初に現場説明書とありますが、ここはちょっとわかりませんが、設計書とありますですね。2の(1)の2から設計書があります。そして、2の(1)の23から図面がございまして。2の(1)の33までですね、これをお渡しして依

頼をされたということによろしいですか。それとまた、あと、どなたにというのが資料にあるのではないかというお話だったんですが、資料の中では大勝建設さんについては社名のみ、あと2社に関しては代表者のお名前が入っておりますが、この代表者をお願いをしたということによろしいですか。

○三角参考人

はい。それと、資料なんですけども、設計書と図面ですね、これあくまでも私どもの設計書をつくるための参考でお渡ししてるんで、業者さんには気の毒で申しわけないんですけど、これは解体の入札とは関係ありません。

○江口委員

です。それで不思議な点があるんです。先ほど、最初の事業計画ですね、事業計画についている金額については、三角さんのほうで積算をなされたというお話ございました。誰にも聞いてないというお話があったんですが、その金額とですね、ここにあるディムスですね、6の(2)にあるディムスの金額が全く一緒なんです。ですね。細部に至るまで全く一緒なんです。おかしくないですか。

○三角参考人

すいません。訂正させていただきます。事前に、今、お話ししたくなかった、したくなかったちやいかんけど、巻き込みたくなかったんで、お名前出しませんでした。事前に金額はいただきました。数字をいただきました。

○江口委員

となると、事前にディムスさんに関しては数字をいただいていて、その数字を入れて事業計画の設計書をつくられた。そしてまた、ディムスさんについては、そうするとこの6の(2)で出ているディムスさんの見積書に関しては、当然のことながら4月11日というふうな、4月11日に提出というふうな形になっておりますが、これは内容は同じかもしれないんだけど、日付は違うというふうなことでよろしいですか。

○三角参考人

日付が違うっていうのはですね、実は別にもらってるんで、日付は当然違うと思います。

○江口委員

ということは、ディムスさんに関しては2回出していただいたということによろしいですね。ではですね、この3者に関しては、金抜き設計書をお渡ししたわけですね。そして金額を入れていただく。で、後半、実際の入札ではですね、CD-ROMをお渡しをして、それでやっていただいたというお話がございました。こちらに関しても同じようにCD-ROMをお渡ししてなされたのかどうか、お聞かせください。

○三角参考人

いえ、先ほどお話ししたように、あくまで設計の参考見積もりということなので、CD-ROMとか入札の形態はとっておりません。

○江口委員

となると、紙の、先ほどあった2の(1)にあった設計書、金抜き設計書をお渡しをして、ここに数字を入れてください、それを出してくださいというふうな依頼であったということによろしいですね。わかりました。

そうしましたら、その3者から出てきたものに関しては、三角さんのほうでは、どのようなチェックをなされたんでしょうか。

○三角参考人

数量のチェックをいたしました。別につくってますけど、数量のチェックをいたしました。それで大幅に違わないので、相手方の、ディムスさんの出てきた分を最低価格ということで、それを採用させていただきました。

○江口委員

ごめんなさい。いま数量のチェックをしたと言われたんですが、数量は示した上で依頼をしているんですね。金額のほうのチェックをなされたというふうなことになるかと思うんですが、もう一度お願いいたします。

○三角参考人

金額のチェックをいたしました。申しわけないです。

○江口委員

現場説明及び入札には立ち会われたのかどうか。立ち会われたのであれば、どのような役割を果たされたのか。そしてまた、現場説明ではどのような説明があったのか。その点をお聞かせください。

○三角参考人

現場説明には立ち会いました。工事監理の一環として依頼されましたので、立ち会いました。内容はですね、会長と久保さんが現場説明書等を読み上げて説明してらっしゃったと思います。私はあくまで、何か話が出たときのために立ち会っただけでございます。

○江口委員

現場説明書の中ではですね、工事、解体工事の時間等について全くお話がないんですね。そして搬入路等に関してはないんですが、その点について、何らかの説明があったのかどうか、この現場説明書以外の分ですね、現場説明書並びに設計書、図面からわからないものですね、現場説明書、そこら辺についてはどのような説明がございましたでしょうか。

○三角参考人

ちょっと記憶してないんですけど、多分狭小地で仕事やりにくいよという話は出たと思います。

○江口委員

時間に関するお話は全くなかったということによろしいですか。

○三角参考人

ちょっと記憶してないんですけど。わかりません。

○江口委員

あとあわせて、アドバイザーというふうな形でですね、解体業者の選定に携われたわけです。その中で、こうやって5者が決まるわけですが、現実にはこの中には解体を専門とする業者が入っていないのはご存じですよね。

○三角参考人

すみません。解体を専門にする業者が入っていない。あっ、5者の中にですね、はい、わかりました。わかっております。

○江口委員

です、アドバイザーという立場であればですね、要は施主に一番利益があることを考えるわけですよね。その中で当然のことながら価格というのは非常に大きなウェイトを占めるものだと思っています。で、なおかつ、この委員会に関しては、私どもこうやってやっているのは、補助金というふうな形で税金が絡んでいるからでございます。となると、公正な競争がなされることと、それとですね、できるだけ安価にできることが必要になってくるわけですが、そういったことを考えたら当然のことながら、解体業者を選ぶのが筋であると思っています。ここについて、そういったアドバイスはなされなかったのかどうか、お聞かせください。

○三角参考人

解体業者さんというよりも解体業の資格を持っているところでということで、当然、土木工事も出てきますし、近隣の対策とかも出てくると思うんで、総合的に判断して全部ができる会社がいいなと思いましたけど。

○江口委員

経営審査の書面については、三角さんは確認されました。

○三角参考人

詳細というか、表面上は見ましたけど。

○江口委員

それを見るとですね、とび・土工・コンクリート、解体に関する部分に関しては、落札された春田建設さんが100万強ではありますが、完成工事高としては100万なんです。そして、なおかつ次の業者が100万弱です。そして、ゼロ、ゼロと続くわけですね。で、実績というふうなお話をされるんだけど、現実には、ここね、解体を主にはやっておられないわけです。で、やはり当然のことながら、施主のことを考えると、とび・土工・コンクリートもそう、あの総合的にというお話がありましたけれど、全体の金額を考えると1億7千万、8千万の工事の中で、土木工事はわずか500万弱、484万でございます。そうすると当然のことながら、解体がほとんどですよ。そしたら、その業者に頼むほうが安くあがるのではないかと、ないし、そちらのほうが丁寧に、いい仕事ができるのではないかと考えるのが、当然、プロとして当然であるかと思うんですが、そういうアドバイスをなされなかったのはなぜなのでしょう。

○三角参考人

えっとですね、我々もいろんな仕事をやってますけども、建設業に携わってる方、解体工事がメインじゃないと思うんですよ。建設業の中に、仕事にその解体があるんで、解体業者さんをメインとは考えておりませんけども。

○江口委員

例えば、三角さんが仕事を受けられて、一般の住宅、いま建っている物と取り壊して新しくね、やるというふうな形をやったときにですね、そういったときに、上物建てるのと、壊すのと、多分僕は別に発注されるんじゃないかと思うんですが、それも含めてですね、1者さんに発注されます。それとも、解体は解体業者さんに任せて、上物は上物、ないし、上物であっても分けてやるとか、そういうふうなことはなされませんか。

○三角参考人

状況によると思います。その都度、その都度、場所とか、予算とか、いろいろあるんで、状況によると思います。仮に僕が100万円でやってくれてって言って、しても100万、120万かかりますよと言われるかもしれんけども、建設業者さんが通して言えば、100、90万でできたりとか、はなると思います。それ、いま大体、世の中、通常、そういうふうになってるとは思いますけど。

○江口委員

市の発注はですね、解体に関しては、基本、解体業者なんです。なぜそうやってやるかという、そういった専門業者のほうが、安定して仕事をされますし、そればかりやってるから、ある意味それに特化した設備を持っておられるし、だからされるわけです。まあ、金額が低かったらですね、まとめて一緒にしていただいたほうが、事務効率の面からもいいということはおわかりますが、1億を超える発注の中で、分けるのも一つだと思います。分けずに、そしてなおかつ、解体の実績がほとんどないところに発注するという形に関しては、アドバイスするプロとして果たしてどうかと思うわけです。で、あと他方では、相場というものがありますよね、解体、建築もそうでしょうけども、解体も相場があると思います。で、この相場というものに関して、ここ鉄骨造ですよ、鉄骨造の相場というのはおおよそ幾らぐらいですか。

○三角参考人

建物ですか。解体ですか。幾らかな、多分、割った数字より3割ぐらい引いた数字、3割か、ぐらい引いた数字だと思いますけど。

○江口委員

相場でいうとですね、ネットをひいたらですね、3万から4.5万という数字が出てくるわけです。残念ながら、この出てくる設計の数字とは全く違う数字なんですね。3倍近いといってもおかしくないぐらいの数字が出ているわけです。そうすると、ほんとにね、これがきちんとなされたのかどうか、アドバイスすべき方がきちんとなされたのかどうか、どうだろうと思います。そういったことを含めて、ここの、今回の解体工事ですね、現実には春田さんがですね、ずうっと前からかかわっておられた春田さんが入っておるんですが、そこに関して、これはどうなんだろうというふうな思いとかはなかったのかどうか、またあわせて、そういった話がまちづくり飯塚の協議の中で出たことがあるかどうか、記憶の中で結構ですので、お答えください。

○三角参考人

春田さんがどうのという話はまずなかったと思います。あくまで評点とか、その他出てます入札参加資格、なんやったかな、入札基準でやってると思います。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

○永末委員

すみません、江口委員の関連で、ちょっと2点ほど聞かせてください。今みすみ建築設計さんのほうが、図面のほうを新たに、古い図面から引き直した新しい図面をつくられたということなんですけども、その図面というのは、お手元の資料の2の(1)の23から始まる、この図面でよろしいですか。2の(1)の23です。

○三角参考人

はい、よろしいと思います。

○永末委員

見方を教えていただきたいんですけど、これ、この図面、2の(1)の23を横に広げますと、横に、横長の長方形のような形になってるかと思うんですけど、これの左側の縦の部分の長さというのはこれ、何メートル、27メートルでいいんですかね、これは。

○三角参考人

ちょっと字がつぶれて細かい数字が読めないんですけど、27メートルいくつかというふうに思います。

○永末委員

あと、この建物の、すいません、2の(1)の29のほうなんですけど、これ、全体図面というか、アーケードの逆側から見たような図面だと思うんですけど、これの一番高い部分というのは、何メートルになりますか、これは。

○三角参考人

ここではわかりませんが、物差しで測ってもらったほうがいいと思います。帰れば、測れば出ますんで。

○永末委員

まあ、あの大体でいいんですけど、これが、横が27なので、縦はそれより低いぐらい、20メートルぐらいですよ、感覚的に。

○三角参考人

だと思います。

○永末委員

すみません、じゃあの、あと1点だけ聞かせてください。先ほど設計書のほうを三角さんのほうが、資料1のほうなんですけども、つくられたということで、1の(1)の60なんですけど、こちらの、すみません、ほんと解体に関しては全くのど素人ですんで、ほんと初歩的な質問になるかと思うんですけども、一番上のほうにある外部足場というところがあるんですけ

ど、この摘要のほうで本足場、Wの900っていうふうに書いてあるんですけど、その横のこの数量2515というのは、これすべてWの900ということでもよろしいですか、数量的には。そういう理解でもよろしいですか。

○三角参考人

数量的にはそれでよろしいと思います。ただ、実際に現場にかけられない場所があるみたいですね。

○永末委員

2515に関してはWの900ということで、ここでは見積もられているということでもよろしいんですかね。

○三角参考人

はい、よろしいと思います。

○永末委員

私も現地のほう、何度か見させてもらったんですけど、先ほど見ていただいたアーケードの後ろ側の部分というのには、このWの900というのが確かに設置されてあったと思うんですけど、その、左右の部分というのはすごく狭くて、このWの900っていうのが入ってなかったんですよ、おそらくまあ、単管足場っていうんですかね、ああいった足場が入ってるんですけど、となるとこのWの900で2515で見積もられているというのは、これちょっと数字的には間違っていることでもよろしいんですか。

○三角参考人

狭小地に単管かけるというのは、実際金額がものすごく上がるんですよ。それで、その金額がちょっとつかめなかったんで、足場、まあ高いほうの足場の金額を入れてます。その結果が900という形で出てますけど、現地は多分、僕はちょっと見てないんですけど、単管でやってると思います。

○永末委員

あの参考でお聞かせいただきたいんですけど、Wの900に関しては単価が1850ぐらいで見積もられてますけど、単管で仮にかけたとしたら、これどのぐらいの金額になるんですか。

○三角参考人

多分、千円とかそういう数字じゃないでしょうかね、ただあくまでもこれは、ただかけるだけの話であって、狭小地の分は考えてません。

○永末委員

となると、現地見て、すぐ左右に関してはWの900入らないっていうのは、ずぶの素人の私でもわかりますんで、これをW900の1850で2515という数量での見積もりっていうのはちょっと大き過ぎるんじゃないかなと思うんですけど、そのあたりどうでしょうか。

○三角参考人

先ほどお話したとこと重なりますが、現地が狭いんで単管になるだろうというのはある程度想像がつかいましたが、そのときの単価を千円に入れていいものか、狭小地ですから、それがもしかしたら3千円って言われるのか、ちょっと私もわからなかったところもありまして、高いほうの足場でしてます。極端に、私個人で言うんやったら、これ見積もっちゃうとこの金額でせいよち言って、押しつけるつもりのような気持ちでやってます。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

○江口委員

すいません、ちょっと聞き忘れたものがございまして、お聞かせください。実はですね、3者の見積もり出されているわけですが、果たして、これほんとにですね、見積もりをされたんかなあというんですね、ちょっと理解できないところがあるわけです。大勝建設さんの部分で

お聞きいたします。例えばですね、6の(2)の8で、店舗内蛍光灯撤去ですね、店舗内蛍光灯撤去ですね、25人掛け2万円となって50万になってるんですが、元々はですね、これ20人なんです。工事設計書では20人なんです。で、これが明らかに違うんですね。数量が違うやつがもう1点あるんですね。もう1点に関しては、2934と2943というですね、数字の一部が入れ替わってるので、ここに関してはミスなのかなと思ったりするんですが、この店舗内蛍光灯撤去に関してはそういうようになっております。そしてまた、6の(2)の10、6の(2)の10の仮設工事の中で、階段足場架け払いですね、これ2基になってるんですが、設計書では1基なんです。で、6の(1)の次の11、上から5行目で、廃石綿安定化処理とございます。で、ここにですね、固化材と入るべきところなんです。固めるではなくて、これは国なんです。プロがやられてるはずなんです。こういった数字が違ったりとかいう部分に関してある。そしてまた積算もですね、足し算が間違ってるところすらあるわけですよ。はっきり言ってですね。本当にこれはね、きちんと依頼をして、それに対してちゃんとなされたのかどうか。これね、果たして本当に出されたものかどうかと疑わざるを得ないわけです。

で、次ですね、山栄工業さんですね、6の(2)の37ごらんください。6の(2)の37に建物解体工事費ですね、これ一番上にですね、内部床解体とございます。内部床解体なんかはないんですよ、設計書に。で、なおかつですね、大勝建設さん並びにこの山栄工業さんですね、設計書をお渡してつくってもらったわけですよ。となるならば、それを通常考えるのであれば、CD-ROM渡してないと言われた、それをね、ずらっと打ちましたと、その打ったやつに単価をずっと入れていく作業ですよ。なんだけれど、数字が違う、もともとないものが入っている。それどころかですね、順番変わってるんですよ。みすみさんがつくられた工事設計書の順番と、ここに出てくる見積書の順番が入れ替わってるところがいっぱいあるわけです。となると、本当にこれはね、三角さん、ほんとに依頼をして出されたんですか。

○三角参考人

依頼して出していますが、ちょっと申しわけない、中をチェックをしてなかったんですけど、細かいとこまで見てない分が、見落としがありまして、申しわけないんですけど、ただ、その見積もりを書くとは、多分、事務員さんか何かが入れるんです。文章が違ったりすることはよくあると思います。それからちょっと、わかりません、申しわけない。

○江口委員

まあ、事務員さんが打てばですね、それこそね、上から順番にずらっと打つわけですよ。順番違うんですよ。で、入ってないものが入ってるんですよ。ほんとに取られたんですか。

○三角参考人

私のほうが依頼して、お願いしております。お願いしたのをいただいて、ここに。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

○小幡委員

いま江口委員の質問に関連です。ちょっと確認ですが、みすみ設計さん、金抜き明細で3者から見積もり取られたんですか。どうでしたか。確認のために。

○三角参考人

はい。金抜き明細を渡してます。

○小幡委員

我々も建設業界長かったですよね。仕事になれるか、なれないか、わからないような解体業者さんが見積もり依頼、に依頼する場合に、手間を極力省くためにですね、金抜き明細、お金だけ入れてくださいと。経費等に関してはその会社の、自社の率で入れてくださいというように見積もり依頼しますよね。で、先ほど、我々数字合わせ、全部みんなで行ったんですよ。金

抜き明細があるにかかわらず、すべてですね、打ち変えていますよね。先ほど指摘したように順番も違って。これはわざわざ打ち変えるようにという指示をなさったんですか。

○三角参考人

指示はしてません。

○小幡委員

ということは、3者の方は金抜き明細があるにもかかわらず、自主的にすべて打ち変えてきたということでしょうか。

○三角参考人

紙データしか渡してないんで、打ち変えはしてると思います。

○小幡委員

わかりました。それと、今度ちょっと質問変わります。その見積もりの中で、山栄さん、大勝さん、もちろんディムスは地元ですが、福岡の大勝さんと北九州の山栄さんですが、みすみさんがご存じということで、山栄さんのほうをちょっと確認させていただいたんですけども、通常、木造専門なんですね。私のところはRCとそういった奴は外注と、そういった機械等は持ってないんでということの答えがありました。見積もり依頼に対しては、ちょっと口こもられたと言うか、そういうことだったんで、それは裏は取ってませんから、そういうことだったという話を前提に、我々はちょっとこの整合性がどうもおかしいんじゃないかなと、先ほどディムスさんからは事前にいただいとったということですが、数量はみすみ設計さんが積算されましたよね。三角さん独自では単価は一度も入れてなかったんでしょうか。

○三角参考人

単価は最初入れてません。単価は設計書としてつくってます。最低価格を参考にしていました。

○委員長

三角さん、質問の内容は、初めから数量はわかりますね、数量を出しますね。それに独自の単価は入れられたんですか。入れた時点はいつですかという問い合わせですから、そうですね。

○三角参考人

3者の最低をいただいて、その数量のチェックは、数量のチェックはしました。数字は入れた。入れましたけど、それとは違います。

○委員長

ちょっと、再度、丁寧に質問してください。

○小幡委員

再度、確認します。数量の積算はみすみさん独自でされましたと。三角さん独自で3者から見積もりを、金額を取るに当たって、取る前にみすみさん独自で単価のほうは入れられたことがありましたかということです。

○三角参考人

独自に単価を入れたかということですか。それはないと思います。

○小幡委員

三角さん本人のところで単価は入れずに、あくまでも3者からの単価を参考にし、ディムスさんの最低価格の単価を採用したということでしょうか。ちょっとまた質問変わります。設計委託業務の業者の入札があるときに、みすみさんと佐伯さんと曾根さんという3者で入札されましたけども、この他2者の方の選定と言うか、選考に対しては、三角さんは一切かわってないんですかね。

○三角参考人

一切かわってません。

○小幡委員

業界上、プランニングとかお手伝いされて、平面図なんか起こされてきたんでしょけども、みすみさんが無事とられてよかったなということなんですけど、よくとれない場合もありますもんね。その仕事を受けられましたときに、入札前に、事前に設計委託を受ける入札にかかわって3900万、金額的なものは事前に入手してました。それとも全然知らなかったですか。

○三角参考人

全く知りません。

○小幡委員

知らないということで、3900万応札されましたよね。この根拠はどのようにして、まあ簡単でいいですから、説明いただけますか。

○三角参考人

仕様書とですね、図面の枚数とか日数とか、今後かかるであろうという時間ですね、そういうのを掛けて私独自に出しました。

○小幡委員

あと2点ほどですね。無事、みすみさんが設計を受けましたと。設計委託業務の中の業務に地盤調査がありましたよね。地盤調査でボーリング3カ所されてますね。これは日工さんというところを使われてますが、日工さんはもともと、三角さんご存じだった会社でしょうか。

○三角参考人

現社長のお父さん、中村さんと言われるんですけど、この方のお父さんのお付き合いがあったんで、今の社長とお付き合いさせていただいております。

○小幡委員

日工さん、春田建設さんの横に日工さんありますね、会社は。謄本取りますと、春田さん、役員なんですけども、それはご存じでしたか。

○三角参考人

役員かどうか知らないけど、近くにあって関係のある会社だろうとは思ってました。

○小幡委員

そこは春田さんに頼まれて使ったわけじゃなくて、三角さんが選考されたということでしょうでしょうか。

○三角参考人

はい、私が独自に決めました。

○小幡委員

その地盤調査のボーリングにかかわって、仕事もう完全に終わったんでしょか。解体後にもまたボーリングするんでしょか。

○三角参考人

終わっております。

○小幡委員

ありがとうございました。最後になりますけど、あのですね、設計とは関係ないんですけども、解体のほうの落札、春田さんがされました。最低予定価格の10万差、1億4990万。最低予定価格が1億4980万でしたよね。この10万差で春田さんが落札されたんですけども、それに関しましては、みすみさんはどのような感想をお持ちですか。

○三角参考人

特に申し上げることはないと思いますけど、えー、私から特に申し上げることはありません。

○小幡委員

そうですね、1億5千万規模で10万差というのは、かなりの精度の見積もり技術がないと、私からすれば不可能と思うんですけど、取った取らないは別にして、1億5千万ぐらいの規

模の工事の10万差で正確に出してくる技術というのは、長年、発注、設計、建設に携わって、どのような感想をお持ちですか。

○三角参考人

大体、私たちが設計すると、いろんな、解体は別としてですね、建築の話でいくと、大体オーバーします。で、過去にびったしが何件かありました。びっくりするように。俺の心の中わかっちゃうとやち言うぐらいの人がたまにいました。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないようですから、三角参考人に対する質疑は、これで終結いたしたいと思います。参考人におかれましては、ご協力ありがとうございました。本委員会としては、本日いろいろお尋ねいただきましたが、その答えを参考にして十分な審議を行っていきたいと思います。本当に多忙の中、ありがとうございました。これで退席して結構でございます。ありがとうございました。

(参考人 退室)

暫時休憩いたします。

休 憩 12:28

再 開 14:30

委員会を再開いたします。

質疑を許します。質疑はありませんか。

○江口委員

参考人3人にお話を聞かせていただきました。その中でわかったことは、まず行政のチェック体制の、あまりにもと言えるぐらいのずさんさであります。チェックをしても記録がない。そして、それをそのままのみにして決裁を、判こを押す皆様方がそこら辺を確認することなく決裁をしているわけですね。そしてまた、もともとの2億3千万という概算についても、非常に甘い概算見積もりであったと。それをベースに、出てきたものに対して比較をしている。そういったこと等がございます。で、また、きょうの2者ですね、前田さん、そして三角さんのお話を聞かせていただいた中でも、前田さんの話では、解体業者から3者から見積もりをとったことについては、前田さん自身は何ら記憶にないような具合でございました。で、そうすると、前田さん自身が解体金額が正しいのかどうかということに関しては、ある意味、出してこられたのを単純に信じたというほかはありません。そして、その積算については、当初から一と春田氏が入った中でつくられており、その関与を疑うに十分なものであります。そして入札に関しては、最低制限価格プラス10万円、先ほど前田氏は85%ないし86%というお話をされました。設計額の85%ないし86%で最低制限価格を決められたというお話ございました。ところが割り戻してみると、実際にはそんなきっちりとした85とか86ではなく、もっと細かな割合になっています。となると、彼の供述自体も果たしてそれをそのまま信じていいものなのか、疑念が残るところであります。そして、三角氏に話をお聞かせいただいた中ではっきりしたのは、3者から見積もりをとったというお話でしたが、そのうちの2者では明らかに順番が変わっていたりとか、お願いをしたものでないものが入っていたり、で、また金額についても記載がないものがあります。当然、解体業者であれば記載して当然のものが記載されてないという、そういったものがあります。また、1者に関しては木造が中心であり、という話もございました。本当に見積書が提出されたかどうか、確信を持ってそれを信じることはできません。そういった中で、皆様方、行政のほうは今までやってきたことに対して反省するべきところは多々あるということはお認めになりましたが、先日の委員会では調査をするつもりがあるかというお話をさせていただきましたが、それについては何ら言及されていな

いわけです。これは皆様からお預かりした税金、それも飯塚市だけではなく国民の税金も使わせていただく事業であります。公金の支出が適正なものではなければならないのは言うまでもないことであり、それについて厳しいチェックをしなければならないというのは、出していた資料の中に市側の発言でも出ていとおりであります。そして相場からすると、とても1割、2割高いところではない、その相場というのは、私がネットで探した数字ではありますが、全然違う数字で今回の入札がなされています。そして、現実としてとられた春田建設さんが出されている資料によると、アスベストに関しては設計では3600万ですが、現実には丸々アスベストの部分が小島建興さん、数量を見てもまるっきりアスベストの分を全て小島建興さんに下請けしていただいています。金額は3千万どころか、半分弱であります。そして、同じく下請けのディムスさん、こちらについても解体のある意味、そのほとんどと言っていいぐらいの部分をなされています。ですが、その金額は5500万プラス500万、6千万前後ですね。一部これから抜けている部分がありますが、それを足してもとても1億には届きません。実勢価格とは、そういうことを考えると大きくかけ離れているのではないかとということが容易に推測なされます。そしてまた、資料の13であります。資料の13の(1)の1をご覧ください。これは春田建設さんが、この解体及び土木工事に関してどのようなところに何を下請けに出しているかを示した表であります。しかしながら、この中にある数字はにわかには信じられないものが多くございます。一つ挙げると、解体工事の中で一つ挙げるとすると、一番下の木造家屋解体、福飯工業に注文書で発注する。で、総金額としては600万。そのうち発注済額として、173万4558円とあります。しかしながら、先日から確認させていただいておりますように、この解体工事の、解体及び土木工事の範囲はあくまでダイマルさん本体の解体、それとその手前の商店街を渡って昭和通りに至るまでの土木工事であります。その範囲に木造家屋は存在いたしません。また、土木工事、金額でいうと484万円の部分です。土木工事484万円ですが、この表によりますと土木工事、見てください、上の表、下請けに出しているところで飯塚道路に70万であります。で、他方、自社施工分で進入路整備、進入路復旧、駐車場整備、こちらで386万4千円、243万6千円、118万6500円、これ足すといくらになりますか。484万とはとても似つかぬ数字が出てきます。

続けます。解体工事、せつかくですので続けます。解体工事、屋根瓦工200万とございます。設計書で出てくるのは隣地屋根養生ですね。とてもではないですが、屋根瓦工とは違います。で、同じように板金工であるとか、そういったものが出てくるわけです。これを一つ見ても、果たしてここで上げられているものがこの解体・土木工事の範囲に入っているものかどうか、それすら怪しいわけです。もしかしたら、この解体・土木工事のお金の中に本来、別建てですべきものを入れておられるのかもしれない。先ほど言いましたように、解体工事ではディムスさんは解体足場工として5500万、そして追加として、夜間追加として500万乗っかって6300万ですよ。で、これで外れてるものというのは、本当わずかなんです。そういったことを考えると、行政側は補助金の執行に際しては交付決定はしておりますが、これが本当に正しいものとして支出する前には十分なる調査をするべきだと考えます。また先日、久保井さんにお話を聞かせていただいた段階では、単価についても全てをチェックしているわけではありません。数量についても、先方がつくってきたものを単純に信じただけでございます。そうするならば、これだけのことがあるんですから、支出に当たってはその双方について再度調査をして、ご自分たちで積算されるなり、もしくは委託に出すなりをして、1億以上になる補助金を出すことが適正かどうか、先方から出てきた申請書が本当にそのまんま信じていいものかどうか、再度チェックをすべきだと考えますが、その点についてはどう考えてありますか。

○企画調整部長

先日の久保井参考人の話でもありましたように、今回、設計の専門家である三角さんが旧図面だとか建築確認によって積算をされてきておるということで、基本的にこの数字については

妥当だというふうな判断をさせていただいておるところでございます。また、単価の妥当性につきましても、大きな工種を抽出した中で妥当性を確認したということでございますので、基本的に全て妥当だというような判断をしておりますので、これで行かせていただきたいということを考えておるところでございます。

○坂平委員

あの、部長ね、あなた今の答弁に対して私はちょっと言いたいことがあって言いますけどね。今まであなたたち、この百条、まあ8回目ですか、その中で、あなたたちはチェック機関が不備であったということを認めてあるわけでしょう。だから、あなたの今の答弁であれば、自分たちはチェックはきちんとやって、正しい数字であったと。いま、それをあなた言われようわけよ。だから、今までの答弁と全く違う答弁をされようでしょうが。だから、そのあたりをもう1回ね、今まで8回あった経過の中で、よく整理をして、もう一度答弁をお願いします。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 14:44

再 開 14:46

委員会を再開いたします。

○企画調整部長

大変失礼いたしました。先ほどの答弁は取り消しをさせていただきたいと思います。たしかに、ご指摘のように、チェックが不足しておったという分については、私ども大いに反省しておるところでございます。改めまして、チェックできるところにつきましては、きちっとチェックをさせていただきたいと思っておりますし、最終的に交付決定いたしておりますけれども、支出の段階では、当然またいろんな書類も出てきますので、そういったことの疑念がないような形で進めさせていただきたいと思っておりますので、ご了承をよろしくお願ひしたいと思っております。

○委員長

委員長からお尋ねしますが、いまの答弁の中でチェックのできるところはチェックすると言ってますけれど、それはどういうことですか。チェックのできないところというのはどういうことですか。それちょっと答弁して。チェックのできるところだけするの。ちょっと答弁、気をつけて答弁してよ。

○企画調整部長

失礼いたしました。再度チェックをいたしまして、そういう疑念を解消できるような形で進めさせていただきたいと思っておりますので、ご了承をよろしくお願ひいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

そのチェックというのは、数量も、単価もきちんとやるということですね。そういうことでよろしいんですか。

○企画調整部長

そのとおりでございます。

○江口委員

ではあるならば、お尋ねいたします。市としては、それをやる能力は十分にあるというふうな形で理解してよろしいんでしょうか。建築課長、お願ひいたします。

○建築課長

うちのほうでチェックすると言いましたら、うちの単価に置きかえるとか、そういう形ですか、ちょっとできないと思います。

○江口委員

部長、今のお話は単価を置きかえることしかできないと言われてるんですよ。どうやってやりますか。で、提案があるんですが、ぜひやっていただきたいのが、財団法人福岡県建設技術情報センターというところがございます、ですね。ここら辺が、そういった部分への支援をしています。そちらのほうに、図面ですよ、コピーができなかった昔の図面がありますですよ。それをお渡しをしていただいて、実際にどのようになるのか。きちんと数量を拾うこと、そして、それに対して見積もりを出すことですね、また、そして単価に関してはですね、実際にそういったもの、そういった正しい設計のもとに正しい入札が行われたときに、どこまで市場価額が変わっていくのかを確認しなければなりません。

で、やっていただきたいのが、市内に解体の専門業者さん、おられますですよ。契約課で、当然のことながら解体を発注されておられるところですね、そちらの中で複数社ですね。何なら全部でも結構だと思います。費用を払ってでもですね、見積もりをしていただく。そちらのほうに関しては、その数量が出たあとではなくって、今あるですね、いま現在の、このですね、入札が行われた設計書ですね、これに対して見積もりをしていただいて、この設計書でちゃんと積算ができるのかどうか、また、そして、できたとするならば、実勢価格としてはどうなのか。そうして比較をした上で、あー、やっぱりこの金額は正しかったんだな、であれば支出ができると思うんです。そうでなかったらですね、その差額ってのは、当然のことながら減額すべきであると思います。その二つについては、やるべきだと思いますが、やっていただけますか。

○企画調整部長

いま、るるご指摘をいただきましたので、協力をいただけるところについては、協力をお願いをしていきたいというふうに思っております。

○江口委員

はい、では確認いたします。これはですね、1億からのですね、補助金を出すわけですから、私どもは200万の調査費を使っており、プールしておりましたがですね、ほんとに必要な経費であれば出すべきだと思います、ですね。財団法人福岡県建設技術情報センターに対して協力依頼をしてですね、費用を出しますので、数量と、そして見積もりをしていただきたいということですね。そしてまた、いま協力できるところ、先方が協力していただけたらというお話ですので、市内業者、解体業者に対して、きちんと今ですね、見積書ですね、今の入札があったのと同じものを提示して、同じ形で、同じ1週間でいいと思うんですよ。1週間ね、すいませんが、1週間でご協力いただけるところは見積もりしていただけますか。それをやっていただくということによろしいんですよ。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 14:52

再 開 14:59

委員会を再開いたします。

○企画調整部長

たびたび申しわけございません。先ほど、いろいろ答弁いたしましたけども、市のほうで責任と権限の中できちっとチェックをしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長

よろしく願いいたします。

○江口委員

責任と権限の範囲の中でと言われましたが、こと交付金でありますですね。で、何度も言いますけれど、これが不正にですね、過大に請求されたとなると、当然のことながら返していた

だかなくてはならないわけですよ。で、現実には国のお仕事の中でも、契約はしてた、納品も終わったんだけど、実際に調べるとおかしい点が出てきたと。ですので、これについてはきちんとね、それは返していただくという作業をやってますですよ。ぜひね、そういったことにならないように、出す前に十分な分をやってください。当然のことながら、会計管理者もそこは厳しく見るべきであると考えます。きょうは会計管理者来ておりませんが、会計管理者は会計管理者として、支出に耐えうるようなものかどうかですね。また、考えられるのは監査請求であるとか、住民訴訟等も考えられるわけですよ。そういったときになっても、耐えられるようなものをする。そして何よりも、あわせてその分に関してきちんと、私どもね、議会のほうにも報告をその前に、決定の前にこういった形で思っていますという分に関しては、報告をなされるべきであると思います。これだけの案件になってるわけですから。これだけね、おかしい部分が出てきてるわけですよ。どうなんだろうと調べて始めたら、どんどんどんどんおかしい点が出てきてるわけですよ。皆様方の中でも、これはちょっとねと思われているところ、多いんじゃないですか。ちゃんとそこら辺はやっていただく必要があると思いますが、それについてもなされるということによろしいですか。

○企画調整部長

今までも中心市街地活性化事業につきましては、この件に限らず毎回所管の常任委員会にも報告をいたしております。こういうことも当然ございましたので、今後とも変わらず報告はしていきたいということは考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○永末委員

1点確認なんですけど、今まで精査さしてきてもらった分というのは、解体の分等になると思うんですけども、今後建築のほうが出てくるかと思うんですけど、これに関しても事業計画等見ますと、補助金のほうが少しですね、計画されているようなんですけども、この補助金の申請というのは、今後またあるということによろしいんですよ。

○企画調整部長

そのとおりでございます。

○永末委員

そこに関して、やっぱり同じように、今回もう既に出ている解体の分と同じように、建築に関しても出てくると思いますんで、そのチェック体制というのはどんなふうに考えてますか、今の段階で。

○企画調整部長

現在、中活課のほうには建築担当職員おりませんので、建築課のほうにきちっとそういうチェックをしてもらうということで考えておるところでございます。

○永末委員

それは当然に、数量的な部分とか単価的な部分とかがあっていうふうなのがまた出てくるでしょうから、そこに関するチェックというのを、まあこの委員会のほうでも結論として出てますけども、しっかりとチェックしていただきたいというふうに思います。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 15 : 03

再 開 15 : 04

委員会を再開いたします。

○企画調整部長

今後のチェック体制につきましては、当然出されたものをチェックすることはござい

ますけども、その前段でいろいろまちづくり会社と打ち合わせをしながら、そういう内容の提出を受けて、きちっと間違いないところで提出をしていただくというような形でチェックを進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○小幡委員

17の(1)の1の時系列に沿って、ちょっと1点質問します。午前中ね、三角さんから回答を得ました。あくまでも三角さんが設計業務委託の入札をされて、設計に関して落札されたのは、25年の3月28日ですよ。3月以降、落札された後に、先ほど申しました解体業者さん、3者から見積もりをとりましたと、依頼しましたと。その見積もりが出てきたのが4月に入りまして10日から12日ということは、この17の(1)の1の書類で明確に書いてあります。きょう回答の中で事業計画書に添えた設計書、これは3月の11日、12日付で——あつ、11日付で事業計画書が出ておりますよね。この金額は、ディムスさんの金額を事前に入手して、もらって入れた金額であるということをはっきりと述べられました。イコール、三角さんは、この金額に関しては私は入れてませんと、一度も。であるならば、3月に事業計画書に載せていた設計書の金額はディムスさんからいただいたものであり、その後、三角さんが設計業務委託を請け負って、その1カ月後の4月に3者から見積もりをまたいただいたという流れですね。それは、執行部としてはご存じだったんですか。

○企画調整部長

まちづくり会社からは、その3月のときに添付された、その設計の分ですね、これについては、まちづくり会社がディムスさんのほうにお願いしたということは聞いております。

○小幡委員

聞いてあったんですか。質疑の中でね、これはどこがつくったのかと、三角さんが、三角さんが参考までにアドバイザーとして、それでまちづくり飯塚のほうが出してきたとしか、あなた答弁しなかったでしょう。ディムスさんの単価でしたということをどの時点で教えていただきました。

○企画調整部長

大変申しわけございません。私が今の発言につきましては、この委員会になってから再度確認をしておりますので、そのときにちょっと知っておったかどうかというのはちょっと記憶があやふやなところではありますけども、まちづくり会社からは、自分たちがディムスさんのほうにお願いしたということは確認はいたしております。

○小幡委員

そこでちょっと質疑じゃないんですけども、記録の提出を請求したいんですけども、よろしいでしょうか。先ほど言いました、4月10日から12日の間に提出された補助金1億3600万のベースとなる見積書を3者に依頼されております。ディムスさんが最低の金額だったということで、まちづくり飯塚のほうは、そのディムスさんの見積もりを採用しております。採用した時期が、先ほど言いましたとおりちょっと違うんですけども。であるならば、残りの2者、見積もり依頼しました大勝建設株式会社の代表取締役さんと、もう1者、有限会社山栄工業の代表取締役社長にですね、この見積書、みすみ設計から依頼を受けた見積書の依頼について、いつ誰から誰に、どのような資料をもとに依頼されたのか。もしくは、いつ誰が誰に、どのようにしてこの見積書を提出した云々を記録の提出として求めたいんですけども、委員長、お諮りください。

○委員長

確認いたします。小幡委員のほうに確認いたしますけれど、大勝建設さんに対して見積もりに依頼時の資料と、見積書に関する経過ですね。で、山栄工業さんについても見積書依頼時の

資料と見積書に関する経緯。この2点ですか。もう1点、もう1点すいません。

○小幡委員

もう1点は見積書自体ですね。

○委員長

見積書というのは、どちらともからということですか。見積書というのは、どちらに資料要求するということですか。

○小幡委員

双方の大勝さんと山栄さんがまちづくり飯塚、あの、みすみさんに依頼された見積書本文を要求します。

○委員長

再確認いたしますけれど、2者に対して3つの点について、記録の提出を求めたいということですね。では記録の――

○坂平委員

小幡委員のほうから記録の提出ということでは言われましたけど、委員会からの要求ですか。私は委員長のほうから聞いていただければいいんですけど、執行部側に依頼をお願いするんですか。それとも、まちづくり会社に依頼をするんですか。そのあたり、ちょっと教えていただけないんですかね。

○委員長

小幡委員にお尋ねしますが、いま坂平委員からですね、この見積書については、この大勝建設さんと山栄工業さんなのか。

(発言する者あり)

暫時休憩いたします。

休 憩 15 : 12

再 開 15 : 13

委員会を再開いたします。

○小幡委員

先ほど、2者に記録の提出を請求いたしました。これは地方自治法100条第1項に基づいて記録の提出を求めるものでありますので、委員長においてお諮りください。

○委員長

では、ただいま小幡委員より地方自治法第100条第1項に基づき、2点、記録の提出請求がっております。1点目は、大勝建設に対して旧ダイマル解体工事に関する見積書、見積もり依頼時の資料、見積書に関する経過の3点を要求したいということでございます。で、2点ありますけれど、1点ずつ確認させていただきたいと思っております。まずお諮りいたします。大勝建設に対する小幡委員からの記録の提出請求に対して、賛成の方は挙手願います。

(挙 手)

賛成少数。よって、記録の提出請求することについては、大勝建設に対する記録の提出請求は否決されました。

続きまして2点目、山栄工業さんに対する旧ダイマル解体工事に関する見積書、見積もり依頼時の資料、見積書に関する経緯について、地方自治法第100条第1項に基づき請求していただきたいという旨がっておりますけど、これに基づいて提出を求めることに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙 手)

賛成少数。よって、山栄工業さんに対する記録の提出請求については否決されました。

ほかに質疑はありませんか。

○小幡委員

続きまして、参考人の招致をしたいと思っております。1名は、春田建設代表取締役、春田統一氏を参考人として招致したいと思っております。もう1点。ディムス代表取締役、真崎文也さん、この方も参考人招致として請求したいと思っておりますので、委員長のほうからお諮りください。

○委員長

ただいま小幡委員より、当委員会に参考人として、春田建設の春田統一さんと、株式会社ディムスの代表取締役、真崎文也さんを参考人として呼んでいただきたいという提案がなされておりますが、これについて委員会として、参考人として呼び出すのかしないのか、お諮りしたいと思います。

まず1点ずつ、2名ですから1人ずつ諮りたいと思っておりますので、それでよろしいでしょうか。
(異議なし)

では、お諮りいたします。小幡委員から要求のあっております、参考人として当委員会に春田建設の春田統一さんと呼ぶことについて、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙 手)

賛成少数。よって、小幡委員より要求のあってございました、春田建設の春田統一氏を参考人として出席を求めることは否決されました。

続きまして、小幡委員より株式会社ディムス代表取締役、真崎文也さんを当委員会に参考人として出席を願いたいということの動議が出ておりますが、これについて賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙 手)

賛成少数。よって、小幡委員から提案があっております、参考人として株式会社ディムス代表取締役、真崎文也さんを参考人として出席を求めることについては否決されました。

ほかに質疑ありませんか。

○江口委員

先ほど十分な調査をした上で支出をお願いしたいという部分に関しては、できる範囲の分をという答弁をいただきましたが、先ほどお願いをした分から一たん後退したかのように思えます。確実にやっていただけのかわからない状況でございます。委員長においてお取り計らいをいただきたいのは、当委員会として200万の予算を組んでございます。その範囲内で、県の建設技術総合センターに対して、今回の解体及び土木工事に係る数量の洗い出しですね。仕様書の作成並びに見積りの作成ですね、をお願いをさせていただきたい。

またもう1点は、先ほど言いましたように、市内の解体業者さんですね、指名を、指名を解体で登録しておられる業者さんがおられます。その解体業者さんに協力していただけるところで結構ですので、同じ、入札と同じ形で積算をお願いをしたい。こちらについては必要な費用をお支払いした上で、仕事として委託としてですね、お願いをさせていただきたいと思っております。というのは、私どもの中でもきちんと今回の業務について正しい金額、そして正しい設計数量等を確認をしておかなければ、もし執行部側がやられるチェックが甘かったときに、妥当かどうかかわからないと思っております。ですので、その点について、ぜひ調査をしたく、委員長においてお取り計らいをお願いいたします。

○委員長

ただいま江口委員より、委員会としてですね、諮ってくださいということでご意見が2点出ておりますけれど、まず県の技術センターのほうに解体見積り等の積算依頼をすることについて、市からお願いしてもらいたいということでございますけど、これについて積算見積り等を依頼することに賛成かどうかということをお諮りさせていただきたいと思っております。それでよろしいですね。はい。では、そういうことで、挙手ですね、見積りをお願いすることがどうかということについて、お諮りしたいと思います。

では改めて、江口委員から要求のあっております県の技術センターのほうに解体見積もり等の積算依頼をすることについて、賛成の委員は举手願います。

(挙 手)

賛成少数。よって、江口委員より要望のありました、県の技術センターのほうに解体見積もり等の積算依頼をすることについては否決されました。

次に、江口委員から、市の指名登録された市内の解体業者のうち、協力いただける業者に対して解体工事の設計見積もり積算を依頼することについても、この委員会で諮っていただきたいということをございますけれど、それでよろしいですね。はい。それについて、委員会としてお諮りするかどうかですね、賛否をとりたいと思います。挙手で賛否をとりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

ただいま江口委員から、市内の指名登録された市内の解体業者のうち、協力いただく業者に対して解体工事の設計見積もり積算を依頼することに、賛成の委員は举手願います。

(挙 手)

賛成少数。よって――

(発言する者あり)

積算見積もり依頼、積算て言いよんしゃった。いやいや、発言の中で積算と言われてました。はい。

もう一度お尋ねいたしますけど、解体工事の積算見積もりを依頼することに、賛成の委員は举手願います。

(挙 手)

賛成少数。よって、本件は否決されました。

ほかに質疑ありませんか。

○江口委員

先ほど永末委員から少しありましたが、今後の建設工事についてであります。積算の分に関してはきちんとチェックをしていただけるというお話ございました。あとは入札の形についてでございます。今回、これだけの問題になっております。当然のことながら、市の契約に準じた形できちんとやっていただけるといことだと理解しておりますが、その点はいかがですか。

○企画調整部長

私どもといたしましては、改めて不透明な入札にならないような指導をしていきたいと思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

やっぱり、飯塚市がこれだけ絡んで仕事していただくわけですよ。飯塚市の仕事としては、契約でやってる分は一番不透明でないから、ああいう形でやってるわけですよ。で、飯塚市の契約業務としてはね。それに対して一番妥当な方法であると思って、いま契約課は事務をされてるわけですよ。入札業務をされてるわけでしょう。であるならば、それに準じた形でされるのが一番妥当であると思っています。例えばですね、まあ、じつこんの会社さんがおられて、経緯もあるので参加させたいというのがあるのは、民間ですから当然だと思います。ただし、それはですね、その市の契約であるんだったら当然入るべき業者を入れた上で、さらに追加で入れる分については、私はそれは妥当であると思いますが、例えばそこが入るために入るべき業者ですね、市の契約だったら当然入っているべき業者を外してするような形であったら、それはやってはならないと思いますが、それについて十分ね、指導していただけるといことよろしいですか。

○企画調整部長

市がどのような形でこう入札をやっているかとかですね、そういうふうないろんなことをお示ししながら、きちっと不透明な形にならないような形はとっていきたいというふうに思っております。

○坂平委員

飯塚市として補助金制度、この中心市街地の、中活の補助金制度に対してね、そういう制度はいま現在設けてありますか。ないですか。

○企画調整部長

全体の分として、そういった統一した部分はありません。

○坂平委員

であるならば、できるだけ、今後もあることだろうと思いますんで、できるだけ近々にそういう制度を設けてすれば、こういった問題も出てこないと思いますんで、できることならば、今回の建築工事が出される前に、そういう条例なり何なりですね、規則をですね、つくってやっていただければいいかなというふうに思います。よろしく願いしておきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○小幡委員

先ほど記録の提出が否決されましたので、最後、執行部に、1点だけ教えてください。どうしても私は合点がいかないんで。3月に事業計画書が出ました。この事業計画書は一億八千数百万の解体工事が添えられておりますね、設計書として。これをベースに、1億3600万の補助金が決定してます。その1億8千万は、既にもうディムスさんから事前に入手して値段を入れたということでしたが、わざわざ三角さんがその後1カ月以上もたって、なぜ3者に改めて見積もりを依頼したのでしょうか。その点はお聞きなってますか。結果的に、ディムスさんよりも他2者は値段が高かったんですね。それで、ディムスさんの金額が妥当であるという確認のためだけに見積もりをとられたのでしょうか。当初我々は、この3者の見積もりを利用して設計単価を決めたということをお聞きしてましたので、その点どういう認識でおられたか、教えてください。

○企画調整部長

3者の分につきましては今後、正式にきちっと発注をしていく中での正式なこう見積もりをされておると、設計をするために見積もりをとられたというふうに聞いております。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

○岡部委員

あの、委員長。この委員会の運営について意見を述べさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

○委員長

はい。

○岡部委員

この特別委員会についてはですね、都合8回、委員会を開催しました。また、関係資料43点を要求し提出を受けたほか、きょうのお二方を含め、関係人に対する参考人質疑、3名を行うなど、鋭意調査をしてきたと考えます。

これまでの調査で、市が株式会社まちづくり飯塚に交付するダイマル跡地の補助事業に関して、設計、解体工事の入札等が適正に行われたのか、また、そのことに対し、市がどのように関与し、指導したのかを中心に事実を確認してまいりました。設計額の妥当性の判断については、市の建築担当職員1名のみでのチェックで行われたということ。それから入札にあたっての

業者選定については、指名選考基準を作成し、談合と思われるような行為はしないように指導をしてきたということですが、市から補助金が交付される事業であるにもかかわらず、現場説明及び入札に市の職員が立ち会うこともなく実施されていたということが判明をいたしました。

また、落札した業者は設計・解体工事ともに、コーディネーター的な役割を担った方が、お一方はまちづくり会社の株主という立場で参加されているにもかかわらず、受注をされるという極めて異例な結果となっております。

このような事実から、「公平、公正な入札が行われたのか」、「中活ありきで、補助金ありきで、事業を推進してきたのではないのか」という疑念を持たざるを得ません。

市民の税金を多額に投入するにもかかわらず、明らかに、行政の認識の甘さ、チェック、指導体制の不備があったと断定せざるを得ません。行政の指導の足りなさは、副市長の答弁でも明確にあっております。

今後、建設等の工事も実施されますが、しっかりと行政として市民から疑念を持たれることのないよう、新たなチェック体制をつくり、誰が見ても公平、公正であるという事業の推進を行えるよう指摘をさせていただきます。そして、そのチェック体制をどのように整えたのか、議会においてきちんと説明をすべきだという意見を述べさせていただきます。

以上のようなことを指摘して、本件の調査については、審議終了としていただきますよう、委員長において、お取り計らいをお願いいたします。

○委員長

ただいま岡部委員より審議終了の申し出がありましたが、その中で、いろいろと副市長の答弁等にも言及されておりますけれども、これまでの審議について、執行部のほうで何か答弁はありますか。

○副市長

このダイマル跡地事業につきましては、本市の長年の課題ということで、中心市街地活性化の核の事業の1つとして、重点的に取り組んでまいりましたが、今回の調査特別委員会で種々ご指摘をいただいておりますように、チェック体制の不備、あるいは事務を進めていく上で丁寧さを欠いていたというところがあったのではないかとにつきましては、大変責任を痛感しておるところでございます。特に、事業の推進に当たる、この過程におきまして、この100条委員会が設置されるような疑念を持たれたことにつきましては、実務の責任者として大変重く受けとめております。今後、このようなことがないように、改めて気を引き締めているところでもございます。また、今後は、この補助金交付事業につきましては、その事業者に対してきちっと、曖昧さの残る口頭での指導ではなく、文書での指導等で明確化をし、あるいはチェック体制につきましても、体制の整備強化を図り、少なくとも不透明と思われるような部分がないように、いろいろな方法を検討いたしまして、行政への信頼を取り戻していきたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

○委員長

お諮りいたします。いま岡部委員より審議終了の申し出があつております。本日をもちまして、本委員会の実質的な審議を終了することに賛成の委員は举手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。委員長の報告につきましては、正副委員長において案を作成し、委員の皆様にお示しをし、ご協議をいただきたいと思っておりますが、これに賛成の委員は举手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。「中心市街地活性化事業（ダイマル跡地事業地区）に関する事項について」は継続審査とすることにご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

以上をもちまして

（ 発言する者あり ）

あのですね、委員長報告―――

暫時休憩いたします。

休 憩 15：35

再 開 15：35

委員会を再開いたします。

お諮りいたします。「中心市街地活性化事業（ダイマル跡地事業地区）に関する事項について」は継続審査とすることにご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

以上をもちまして、中心市街地活性化事業（ダイマル跡地事業地区）に関する調査特別委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。